

第六十五回国
参議院文教委員会會議録第十四号

昭和四十六年五月十三日(木曜日)
午前十一時十四分開会

委員の異動

五月十二日
辞任 矢野 登君
内藤 登三郎君
田村 賢作君
五月十三日
辞任 藤田 正明君
楠 正俊君
補欠選任 村上 春藏君
三木 與吉郎君
藤田 正明君

補欠選任 中山 太郎君
山崎 竜男君

出席者は左のとおり。

委員長 高橋文五郎君
理事 大松 博文君
二木 謙吾君
小林 武君
安永 英雄君

委員 永野 鎮雄君
星野 重次君
三木 與吉郎君
山崎 竜男君
鈴木 力君
千葉 千代世君
松永 忠二君
内田 善利君
萩原 幽香子君
小笠原 貞子君

国務大臣

政府委員

文部大臣臨時代理 秋田 大助君
文部政務次官 西岡 武夫君
文部省初等中等教育局長 宮地 茂君
郵政省郵務局長 竹下 一記君
事務局側 渡辺 猛君
常任委員会専門員 原 徹君
大蔵省主計局主計官 西崎 清久君
文部省初等中等教育局長 教育課長 西崎 清久君

説明員

大蔵省主計局主計官 原 徹君
文部省初等中等教育局長 教育課長 西崎 清久君

本日の會議に付した案件

○国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高橋文五郎君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。
昨十二日、矢野登君、内藤登三郎君、田村賢作君が委員を辞任され、その補欠として村上春藏君、三木與吉郎君、藤田正明君が選任されました。

また、本日、藤田正明君が委員を辞任され、その補欠として中山太郎君が選任されました。

○委員長(高橋文五郎君) 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案(閣法第六十三号)(衆議院送付)を議題といたします。

政府から本法案の趣旨説明を聴取いたします。

秋田国務大臣。

○国務大臣(秋田大助君) ただいまの特別措置法の提案理由を御説明申し上げます。先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。この法案を御承知のとおり、このたびは坂田文部大臣が突然の御不快のためにはばらくの間臨時にその職責を私に代行するということになりました。お引き受けをいたしましたわけであり、もとより浅学非才の身でございますが、非常にむづかしい文部行政の職責を直ちに果たし得るかどうかにつきまがして内心まことにじくじたるものがございますが、せつなく勉強努力をいたしてまいりたいと存じております。何とぞ委員各位の格別の御支援、御指導、御鞭撻のほどをまづもってお願いを申し上げます。次第でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案につきましてその提案理由を御説明申し上げます。

このたび、政府から提出いたしました国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府におきましては、教育の重要性にかんがみ、これに携わる教育職員の給与につきましても、かねてから特に留意してきたところであります。が、本年二月八日、人事院から小学校、中学校、高等学校等の教育職員について、その職務と勤務態様の特殊性に基づき、新たに教職調整額を支給することを中心とする内容の意見の申し出があり、検討いたしました結果、この意見に沿って必要な措置を講ずることが適当であると認め、この法律案を提出したものであります。

次に法律案の概要について申し上げます。

第一は、国立の小学校、中学校、高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部及び高等部の教諭等二等級または三等級の者には、その職務と勤務態様の特殊性に基づき、教職調整額を支給することとし、超過勤務手当及び休日給は教育職員にはなじまないものとしてこれを支給しないこととした。教職調整額の支給額は、俸給月額の百分の四に相当する額とし、また、教職調整額は、一般職の職員の給与に関する法律その他の法令の規定の適用については、俸給と見なすこととした。

第二は、国立の小学校、中学校、高等学校等の校長等一等級の者については、教職調整額を支給しないので、教職調整額を支給される他の教育職員の給与と逆転することとならないよう、俸給月額に人事院規則で定める額を加えた額をもって俸給月額とすることとした。

第三は、国立の小学校、中学校、高等学校等の教育職員に対し正規の勤務時間を超えて勤務を命ずる場合または休日等において勤務を命ずる場合の規制については、文部大臣が人事院と協議して定めることとした。なお、この場合においては、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について十分な配慮がされなければならないこととしておきます。

第四は、公立の小学校、中学校、高等学校等の教育職員については、国立のこれらの学校の教育職員の給与に関する事項を基準として教職調整額の支給その他の措置を講じなければならないこと

とするとともに、この教職調整額は市町村立学校職員給与負担法その他の法令の規定の適用については、給料と見なすこととした。なお、この措置と関連して、これらの教育職員については、時間外の勤務等に対する割増し賃金の支払いはしないこととした。

第五は、公立の小学校、中学校、高等学校等の教育職員については、公務のために臨時の必要がある場合においては、健康及び福祉を害しないように考慮しつつ時間外の勤務を命ずることができるようになったが、この場合においても、正規の勤務時間をこえて勤務を命ずる場合は休日等において勤務を命ずる場合の規制については、国立のこれらの学校の教育職員について定められた例を基準として条例で定めることとしたしております。

第六は、この法律は、昭和四十七年一月一日から施行することとした。

以上が、この法律案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○委員長(高橋文五郎君) 本法律案に対する質疑は、後日に行ないたいと存じます。

○委員長(高橋文五郎君) 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(閣法第二七号)(衆議院送付)を議題といたします。

本法律案に対し質疑のある方は、順次御発言を願います。

○小林武君 この法律案のねらいとするとところは、定通の振興ということが一つの目標になっているわけでございます。そういう立場から考えまして、私はこれは単に手当をどうするとかという、そういう問題だけを議論すべきものではないと思っております。私の考えでは、ほんとうに定時制に関係している教職員の方々、その他の学校の中で働いている方々が、一つの生きがいと

申しますか、励みになるような、定時制あるいは通信制というものの教育がこれに伴わないということにならないと思うわけでありまして、そこで、きょう私はおもにこの通信制の問題については、前に質問をなされた方もございますから、定時制の問題を大重点にしてお尋ねをしたいと思っております。

私はこんなことを考えているわけです。これらの定時制の問題については、だれもが指摘するように、かなりたくさん問題点を抱えている。そこで一番大事な問題と考えられるのは、定時制の後期中等教育における位置というものを、その果たすべき役割りというものを明確にすることなしに、ただときの流れるまま、ときの移るままに成り行きにまかせるというふうなことは、これはほんとうの定時制の振興というものはあり得ないという考え方に立っているわけですから、そういうことで、一つお尋ねしたいんですが、これは衆議院における質疑の中に、初中局長の答弁の中にあげられた数字でございますが、定時制の生徒、それから通信制の生徒を昭和二十八、三十五年、四十五年、定時制のほうは非常に減っていった、こういうあれがあるわけですが、私はこの点について、かなり大きくこのことを新聞等で取り上げているわけですが、この数字の大体伸びの変化というものを取り上げて、定時制が転換期にきた、十年間のうちに役割りは半減した、これは新聞の一つの表現ですね。それから、わりあい定時制が減っているのに、通信制のほうはだんだん増加の傾向をたどっているというところで、勤労青少年教育の主役というものが後退したという、こういう見方をしている。通信制が年々盛況を来しているのに、定時制はだんだん減っていつて半減してしまった。これは主役の後退である。ことをばかれば、例を言えれば、定時制というものは全く不信の状態におちいった、こう見ているわけでございますけれども、これについて数字をあげられて説明された。文部省側の見解というのは一体どうなのか。いわゆる新聞等

で論評されたような見方にとどまっているのか、あるいはそれについてまた別な考え方があるか、それをお尋ねしたい。

○政府委員(宮地茂君) お尋ねの件でございますが、衆議院で、定時制高等学校の生徒数が過去から現在までのような経緯をたどっておるかということでお答えいたしました際、数字といたしましては漸次減少いたしておりますというのを申し上げましたが、しかしそれに対して、ただいま小林先生が、そういう数字が減少したことに対して、たとえば、そのために定時制高等学校の役割りがそれだけ減ってきたとか、あるいは勤労青少年教育の主役としての定時制の高校の持つ位置が下がるとか、あるいは変わるとかいうようなこと、まあそれもそういう論評をする方は一つのお考えかとも思いますが、私もそのようにはお考えしておりません。数字が減りましたのはいろいろ理由がございまして、しかし依然としていたしまして後期中等教育の中で、特に勤労青少年のための後期中等教育としては、一つの大きな柱である定時制高校は、そういう意味において生徒数は減じておりますけれども、その持ちます意味なり位置なりというものが低下したというふうには考えておりません。

減少しました理由としては、科学的にはつきり因果関係がつかめませんが、定時制高校に行くよりも全日制高校に行くような経済的な環境になつてきたといったようなことも理由でございまして、さらに、私も自身として努力が足りなかつたという点も十分に反省もいたしております。したがって、今後後期中等教育におきまして、とりわけ勤労青少年を対象といたします定時制教育というものは、生徒数の減少に逆比例してもっとも充実し、この意義を高めていきたい、こういうふうに考えております。

○小林武君 いまの答弁は、定時制の関係者に失望を与えたり落胆させたりしてはいけないから、文部省の心意気を示すというふうなことではこれは聞いてもいいんですけれども、私はわりあい

その点については現場育ちですからね、そう簡単には受け取っておられないんです。何がやはり深刻な問題だといつても、生徒数がぐんぐんぐんぐん減っていくということは、少なれば教育効果をあげられるから一対一でやたらいいじゃないかというふうなことを言いますけれども、これはなかなかそういうものじゃない。そこで、その減る原因の問題なんです。これは努力が足りなかつたというふうなことで減るならば努力すればいいんですよ。しかし、この場合においてはやはり全日制の入学率というものはどんどんふえている。そうして、ふえるようなことになったのは、一つは私も先頭切つてやった高校全入運動というふうな運動であります。文部省は当時非常に反対の御意見のようでした。ネコもしゃくしも高等学校に入れるなんという考え方が間違っているというふうな話をされておった。しかし、一つの運動といつてもただ単に運動するための運動ではないわけですから、いわば世界、国際的に起こった教育に対する熱意、国の一つの、ある意味では国の間の競争というふうなものさへ出てくる中で新しい時代にどう教育が対処するかということでもやられたわけですから、そういう意味では一つの大きな潮流に乗ったこれは運動だったと思う。そうして、その目的はだんだん達成されていったわけですから、これもこれはどうですか、いま数字を発表された局長さんをお願いいたしますが、昼間の学校というふうなものは、いわゆる全日制の学校というふうなものは、この状況でいつたら現在よりかはもっと数がふえる。その当時ちょうど該当する年齢の青少年がそれにくさん入つていくということになりました。そこで、一体定時制というもののうちに入る条件、それは数的にはどういう変化を来したのかというふうなことについてもう少し、科学的というところをお話ししたけれども、少しやはり科学的を入れてお話ししたのかないという、ただ努力が足りないとかあるいは決してそれはなくなりませんというただけではないか。それから、かりにもし数がどんどん減つて

いつてもだいたいようなんですよ、そういうことになると、また私は一つの方法あると思うんです。定時制というものは個々においてはつきりやるといふようなやり方が編み出されるからです。だからそこらについての文部省のはつきりした見通しというものはあるのかどうか。少なくともここ数年の間でどうなっていくと、そうなった場合にどういふのかということ。もちろんそれがあつたから指定校が何かつくるとかなんとかというようなお話になっていると思うんですが、そこをちょっとまじえてひとつ大臣から、あるいは政務次官から、局長からごさいましたら話してもらいたい。

○政府委員(宮地茂君) 今後の見通しでございすが、実は私もこれはいろんな推測がございすが、今日高等学校の生徒、これは定時制も含めて八二%の全国平均の進学率を見ております。東京都などは九〇%、東京、広島が九〇%越えたと思ひますが、そういう状況でございすが、今後どのような上昇線をたどっていくであろうか、これは中央教育審議会でもいまこの問題——この問題それだけでございせんが、いろいろの面を含めて御検討いただいておりますが、その一つの御参考にもと思ひまして、今後後期中等教育、高等学校——全日制、定時制を含めてどういふ上昇カーブをたどるであろうか。これはいろいろな見方があるんですが、今後十年後には一つの見方として九五%くらいになるんではなからうかという数字もございせん。しかし、もちろんこれはこういう席でしゃべるほどのこと——ぐあいが悪い問題かもしれせんが、そういったようなことで、いろいろな傾向はいま検討いたしております。そういう過程におきまして、やはりまだしばらくは、現在定時制が四十万弱でございすが、この数字はそう多くはないと思ひますが、若干絶対数は下がってくるであろう、しかし今後九〇%、九五%、それだけふえるのは全部全日だというふうには私も思つておりませんが、しかしそこへたどり着くまでに若干まだこの

四十万近くの定時制の数は絶対数として下がるであらう。しかし九五%になるその数字に比例してそれだけいまの四十万人が下がってくるというふうには見ておりません。これもまあこういう席ではあれですが、急ぎ資料をそろえて、また小林先生の御納得のいくような御説明をいたして

もよろしいですが、そういうことでございすが、要は、今日私も後期中等教育としての中核的なものは全日制、定時制の高等学校であらう。しかしながらそのほか各種学校もございすし、それから労働省所管の職業訓練所もございすし、さらにその他経営伝習農場とか、あるいは運輸省所管の海員学校とか、いろいろな各種学校類似の教育機関がございす。したがひまして、そういう中におきまして後期中等教育の勤労青年のための一つの大きな柱としての定時制の地位はゆるぎませんけれども、少なくともそういういった教育機関についていない子供が現在六十六万人おります。この六十六万人の数字というのは相当減少してくるというふうな考へております。しかし六十六万人の数が相当減少しても、それが定時制にいき、あるいはその他の各種学校類似の教育機関に入るとしても全日制への就学の絶対数のほうが相当大きいであらう、大体そういうふうな見通しから、いろいろ今後の十年くらいの先を見越しての展望という形で種々計画をひそかに練つておる段階でございまして、ただ、まあ減少するからあれよあれよと見ておるというだけではございせんが、しかし今後十年の見通しをかりにこれが誤りますとたいへんな問題にもなりますので、もっと慎重に練りまして、熟しました際には先生の御しやいます点に十分科学的な根拠も添えてお答えのできるようにいたせつかく検討し努力をいたしておるところでございす。

○小林武君 まあその十年間くらいのもので一つの見通しを立てていくということはいと思ひます。そうなきやならぬと思ひます。そこで九五%全日制のほうにいったという——そうじゃないの。

○政府委員(宮地茂君) 定時制を含めて。

○小林武君 定時制を含めて。その場合には一体何%くらいは全日制にいくということになりますか。現在幾らになっている。現在は一体何%で

しょごとでやるようなことはだめなんです。この席ではちょっと言えませんが、そういうことをはなからね。今の委員もおこるし、そういうことではな

—それ言つてちやうだい。

○政府委員(宮地茂君) 現在は、昭和四十五年度で定時制、通信制も入れまして高等学校生徒総数が四百三十八万九千五百七十八人でございす。そのうち定時制が三十七万九千五百七十八人で、総数に対して八・四%に当たります。で、九五と申しましたのは、これは先ほどちやうとお断りいたしましたように、ちやうと口がすべつたのですが、九五とはつきりいうよりは、九三・幾らぐらいといったような見通しでやつておりますが、ちやうとその場合の傾向、これはいろんな変動値を入れまじたり、いろんな仮定の数字を入れなければならぬので、この際何%になるかというのを、私、責任をもつてお答えいたします自信がございせんので、先ほど、抽象的でございすが、お答えいたしました程度で御了承いただきたいと思います。

○小林武君 病気を随分するようなことを言わぬほうがいいね……。これは、そんなことで責任をとれないというのではないんですよ。そうでしょう、数字の異同なんというものは。

それからまた、ぼくが言いたいの、定時制の振興ということをやるといふことには金もかかることだし、金をかけなければならぬのです。そういうことになりまして、やっぱ、これは企業ならば金をもうけるという考え方をすると、投資はどうしてというふうなことはなかなかきびしい。

われわれのほうは教育投資なんというこつばをいませんけれども、しかしながら、これをほんとうにそこに入つた生徒の皆さんをよく教育をする、また、それを教育に当たるところのすべての方々は非常な熱意とそれから希望をもつてやるというところになりますと、この段階にきて、やっぱ、何というか、こわいものをよけて通るような話ではだめなんです。これはやっぱあなた承知してやらなきやならぬ。それで、これはない

ひとつ、話を聞きたいんだが、九五%——それは一体いいか、よろしいか。質問されて、わけがわからぬというんでは、あなた、だめですよ。九五%でも、それが三%でもけつこうですわ。いまの状況から見れば、もっとふえるわけですね。いまは八一・六%ですか。それで、全体の八一・六%。それが九三%とか何とかになった場合には、定時制の生徒の数というものは、まあ定時制ではないけれども、そこに今度は余つた生徒が定時制に行くかどこに行くか、それからまたそのあとのことはまた質問しますけれども、それはたいへん少数なんですよ。このところのやり方を、十年間なら十年間の見通しを立てて、定時制のあり方というものを根本的に建て直さぬと、これは、はなはだ悪いことばだけれども、性格も違ひますけれども、いわゆる夜間中学のような存在にしまつたらたいへんだと思ひます。もう数字上から起る一つの結果がこれは恐しい。そういう心配がちやうとあるわけなんです。だから、このところは、あなた、隠さないで、大体十年間の見通しぐらゐでどのくらいになるという話をこつてしたほうがいいのです。それをしないと、隠しておけることではないわけです。しかし、それはあなた違つたつて、あとで初中局長が責任をとるとかなんという話しても何でもないのだから……。

○政府委員(宮地茂君) 大体、この十年後の展望というものは、いろいろこれは仮定の数字が入りますから。先ほど先生がおっしゃいましたように、これは労働省所管の学校の伸びをどれだけと見るか、あるいはこれは船舶高専とは違ひますが、海員学校という下級免状を取る海員の学校もございすし、あるいは経営伝習農場があつたり、また文部省所管でございすが、一般の各種学校、その辺の伸びをどう見るかで、非常に置

きます数字で動きましますから、したがって、そういうことはおきましても、定時制を含んで九五%近くは十年後に伸びていくであろうということでは、一方におきまして、これはあまりいいことではないですけれども、経済の伸びをどの程度に見ていくかといったようなことで私は九五%になると申しましたのは、経済の今後の発展をどのように見ていくかですが、現在の比率が十年後現在の比率であるといったような仮定からはじくとか、いろいろございまして、しいて申し上げますと、全体というよりも、毎年入っていきまます一年生の総定数、それが現在定時制が七万三千ですが、今後それが多少ずつ下がってきまして、十年後には一万人ぐらゐ下がつてくるであろうという仮定をとつておられるわけなんです。それは全日制への入りぐあいが非常にふえていく、その他の教育機関へはあまり動かさないでいていくんですけれども、すべてその辺は、これは科学的にどうなるかということは過去の傾向というものを加味しながらいきますので、それで私は随分とか何とかということじゃなくて、先ほど申しましたように、正直に申しましてこの十年の展望というものがいまの作業段階で自信を持って先生にお答えする数字ではないという、内輪の検討中のものである、いろいろな変動値、そういうものをどう仮定していくかによって動くということでも申し上げておるので、随分という意味ではございせんが、結論といたしましては定時制の数は絶対数として多少下がってくるであろう、パーセンテージではちよつと言いくらゐますが、入学時の定数が、七万余りが一万ぐらゐ下がつてくるであろうというふうな、いまの段階では推定をしておるわけで、そういう前提で申し上げておるわけでございまして。

○小林武君 あまりいふことを心配しながら言わぬでもいいんです。私もその点は認めているわけですからね。そんなに的確に言えるわけではないし、見込みのことですから……。ただここで、皆さんはこれは見られていると思うけれども、今度社会教育の答申があったときに、朝日が

社説を書いておられますね。その中に各種学校というのは非常に大きな伸びを示している、私はまあこれを正規の学校として認めていくかということについては、やっぱり何となくも正規の学校にあればいい、定時制というのは、これはやはりあなたもさつきおっしゃったけれども、後期中等教育の中にはつきり位置づけられている、われわれもいわば主流として考えていくという考え方に立っておる、ところがどんだんいろんな各種学校がふえるし、それからその中に書かれているのは、企業教育というものが非常に盛んになっていって、四十四年度に約一兆円の投資をやつておると、四十四年度に約一兆円の投資をやつておるということが書かれている、企業内教育というものがそういう形でだんだん発展していく、各種学校が興る。この間文部大臣の話を伺ったが、各種学校の大部分は大賛成だ、これは各種学校をばくはくさせたいという話ではない、各種学校というのはこれはそれぞれ使命があるわけなんです。しかしながら各種学校こそがというふうな発言、これはひとつ速記録を讀んでもらえばはっきりしていることだから……。そういうことになるといわれる全日制のほうがふえていく、それから各種学校あるいは企業内教育というふうなものが今度拡大していく、これはもう企業としては一兆円投資するということは企業のやっぱり利潤の関係でやるわけですから、これはやっぱり十分計算して考えなければ——ぼくらの近所にも電気関係の学園がございまして、これはやっぱり金かけてなかなかつばな校舎でやつておる、その企業その面からの、何といひますか、数を相当食っていくというふうなことになるから、一万人減ぐらゐでどまるのかどうなのか、あなたの推定で一体あれですか、そうすると、六万人になるという、定時制というのは二十四万人ぐらゐに十年後にはなるのではないかと、大ざっぱにはそういうことですか。ぼくはもと減るのではないかと、それから文部省の態度もそれはいま各種学校その他を非常に重要視していつているようです。

そこらの関係はどうですか。あなたのおっしゃることにちよつと矛盾があるようにも思うし、文部省の態度として大臣の発言、それから、いま話したように文部省ばかりじゃない、各省庁にいろいろなそういう行政機関がある、職業訓練のあれもある、しかし職業訓練でも、それらのものでも、必ずしも後期中等教育に該当する年齢のものばかりじゃないですから、あるいは各種学校でもそうだが、百五十万人の各種学校の生徒がいたと言ったところで、それはちよつと年齢のものであるかどうかというところは、これはにわかには言えるわけじゃないが、そういうおそれはないかということをもう一べん、ひとつ質問したいと思ひます。

○政府委員(宮地茂君) 実はただいま中央教育審議会でもこの定時制教育につきましても、基本的な改善の御審議もいたしておられますし、さらに昨年十一月出ました中間答申を見ましても、修業年限とか、あるいは教育内容、方法等の改善も示唆しておられますし、私ども今後魅力ある定時制高校、生徒にも魅力があり、また教育効果もあがるといった改善を考えて、定時制高校が斜陽的なものだというところを、もつとつとこれは再認識されるような学校に改善をしていきたいというふうな気持ちを一方向に持つておられます。それから各種学校にしまして、これはいろいろそれぞれの目的に従ひまして、いろいろな各種学校がございまして、これも今後魅力ある各種学校ということをやつて改善されていくと思ひますし、文部省としても改善をしていきたいという意欲を持つておられます。したがって、まあ生徒をお客にたとえてはあれですけども、要は定時制高校等学校がいまのままでなく、もつとつと私どもも努力し、生徒に魅力のあるようなものにしていくということによって、全日もさることながら、魅力ある定時制高等学校ということであれば、少なくとも、はつておけば、その他のものがそのままであれば、今日よりも生徒はふえてきこそすれ、減らないようにといったような気持ちで改善したいというふうに思つておられますので、それに

よつて補正をしておるわけなんです。ですからいまのままで、過去の傾向だけから推定していきますと、十年後には非常に減少して行くと思ひます。しかし過去の数字傾向に補正を加えていく、そういうことで、少なくとも現状維持に近い生徒は、この学校に来るといふ予定を立てたわけでございます。ですから過去昭和二十八年から四十五年までの漸減してくる、この数字だけで推していきますと、非常に減少する。しかしそれは補正計数、補正計数はこれは全く将来のことでございます。人によつてその補正計数の立て方は非常に違つてくると思ひますが、私どもはいま申しましたようなことで補正していけば、少なくともこれが、先ほど小林先生のおっしゃいました夜間中学のようなものになつていく、夜間中学と根本的に違ひますけれども、いわゆるその形なりに、世の中の認識が夜間中学に似たようなものになつていくというふうには少なくとも思つておりません。だからこそこの御審議をいただいておりますように、大いに先生方にも、いい先生を得るためにもといった気持ちで手当の法案も御審議をいただいておりますので、そういうつもりでおります。

○小林武君 補正計数、補正計数と言ひますけれども、補正計数よりもっと実地についた数をそのままあげればいいんです。二十四万というのは定時制の、これは大体十年後のめどだから、多少それに変動があつたとしても二十四万です。ところが各種学校というのは現在百五十万です。その百五十万の中には、先ほど言つておつたように、必ずしも定時制高校に入るような年齢のものばかりとは言われない。これはそう言える。しかし文部大臣も言つておられます。ここで答弁で言つておられます。まあ文部大臣の話は、定時制高校をどうするということよりも、そのあとについて、通信制もあれば各種学校もどんだん整備していく、電子学院とかいった、電子学院という学校は、たいへんつばな学校だ、そういうところで勉強すると、なかなかいい、これはなかなかかやつておるし、きょうの新聞見たら、何か通信教育

のあれで、坂田文部大臣の写真入りの、広告のほうですがね、広告が出ておったが、こういうふうにどんどんなっていくと、これはやはりもっと減っていく、これはもっと減っていくと、それはある意味においては、地すべりの結果も生まれるのじゃないかということを考えるわけです。しかし、その歯どめをかうものは何かと言ったら、後期中等教育の本流は何かということを、教育に關係をする、特に教育行政を担当するものとしては、はっきりした一つの方針を持たないと、これはいかぬということです。どうもいまの文部省はと言うと皆さんおこるかもしれないけれども、どうもやはり直ちに職業的な何かをどうかするとか、企業の要請にこたえなければならぬとかいう考え方があって、中教審の答申を見ても、日本の教育をどうしなければならぬと大上段に振りかぶったかと思うと、今度は、あとにはいわずる現状に流されていくというような形が見えてどうもしようがないと思うのですが、あなたたちは、それについて、いわゆるそろばんを入れてみて、矛盾を感じたり、このままでいったら一定時制高校というのはどうなるのか、いわゆる新聞が早くも敏感にとらえたように私学後退、もうすでにその性格の上においては半減したという記事を大きく書いた、これは一つや二つではないわけだ。新聞それぞれみな取り上げている。それだけにやはりある意味において重視されている、注目を浴びているということになる。私はこの中において、まあその中教審待ちというのは、あなたのほうのいつもの手だけれども、この中教審待ちの問題も、それはいろいろな意見を聞くこともけっこうだけれども、しかしその前に中教審に、結局いろいろなことを言って、どうですかと聞くまでにはいろいろな資料を出さなければならぬし、いろいろなものを見せなければならぬわけですよ。その人たちが資料を集めてきて、自分の足で歩いて、そうしてこうやるべきだということを言う人はわりあい少ない。また文部省の意に反してやるなんて、そういうさむらいもいるはずもない

いうのが今回初めての指定校でございます。今回研究指定校を指定いたしましたのは、先ほど来申し上げておりますように、後期中等教育の中で、特に勤労青少年についての非常に重要な柱としての定時制の学校ということに着目いたしまして、その充実振興をはかっていく必要がある。それに対しては生徒の意識調査等いろいろあるべきでありますが、さらに学校にいろいろお願ひしなければならぬ点もあります。さらに教育内容、方法、あるいは単位の修得、さらに技能連携、定時制通信制の併修、こういったようなことを、三十校にいま申しましたようなことを、それぞれ全部同じようなテーマでなくて、その地域性あるいは通っている子供の一般的な傾向としての特色、そういうものを見つつ、幾つかのテーマを与えまして、検討をしていただく、それを中心にいたしまして、すみやかに今後の定時制高校のあり方を改善していきたい、その改善のための資料を得たい、文部省だけの考えでなくて、現場の先生に直接やってみていただきたい、それを重要な資料として改善をしていきたい、そういうために研究指定校を持つ、そういうことでございます。

○小林武君 これをやめますが、政務次官、ちょっともう一つ。ぼくはこのところがやりたかったんです、時間があれば。そこでいま指定校で出てくる問題は、私は定時制高校の将来の教育にプラスにはならぬと思うんですよ。たとえば、少なくともその中に年限をちょっと減らして三年にするとか、あるいは企業との密着を深くして、そして企業側の非常に意見の入るようなそういう定時制高校になる、あるいは二部制、三部制というような、そういうようなやり方が定時制高校の将来の発展のためのこれは手段だということであるならば、これはぼくはたいへんな間違いだと思う。しかしいまここで議論できないからしかたがありません、後ほどやってもけっこうですが、それについて政務次官ちょっと、それは違いますが、ぼくはこれはあぶないと思っているのだ。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。ただいま初中局長からお答え申し上げましたように、今回文部省で三十校の研究指定校を設けたのは、現在定時制高校が置かれていたところには、定時制高校における教育の内容、いろいろな形態というものをどのような形にしたらよいかというのを、この指定校においてあらゆる角度から検討をするということでございます。先生御心配の面はこの問題については私はないのではありません、文部省としては自信を持って今後の定時制教育の拡充のために資するという目的のためにこの指定校を設けたわけでございますので、そのように御理解いただきたいと思います。

○安永英雄君 関連。きれいごとを言われますが、そういう指定校、モデル校というものの研究テーマが、四年制を三年制にするという方向で検討するということをやっているというわけですね。検討の中で四年制を三年制にするというものがこのモデル校の主たる研究テーマと私は一応見ています。このことは全くありませんか。とにかく一般的な、諸条件を整備するための一般調査と一般実験なんだと、こういうふうにとつてよろしいですか。

○政府委員(宮地茂君) 研究テーマは、先ほど来申し上げておりますように、いろいろございまして、その中で履修単位、生徒がこういう生活条件、勤労条件であれば年間これだけの単位数はとれるであろう。しかし、こういう勤労条件であればこれだけの単位数しかとれないであろうといったような、いろいろな調査をしたいと思っておるんです。その場合に、これは勤労青少年でもいろいろな職務についております。したがって、年間相当、単位が履修できるというものがあつた場合に、結果的に、それではその人はごく少数であっても三年間で単位がとれるではないかという問題が出たときに、はじめてそれでは三年ということも――全部三年ということとじゃございせん、現在は一律に四年以上ですから、年間いろいろのとり方があつた単位もとれる者があつた場合、か認めないかという問題がそのときに出てくる問題だと思つて、したがって、初めから三年にしたいからということとそういう目的で取つて組むわけではございせん。誤解のないようお願いします。

○鈴木力君 時間があまりないそうですから簡単にこのことを伺いますが、まずいまこの指定校について、これは私は前からの続きがあるのだから、ちよつと本論に入る前に聞いておきたいのです。この研究指定校の予算は、一校当たりどれだけのですか。

○政府委員(宮地茂君) 総額六百三十三万円でございまして、したがって一校平均二十万円でいうことになります。

○鈴木力君 いま聞きますと、だいたいこの研究指定校のテーマが非常に重いテーマを持っているわけでしょう。それで一校当たり二十万円でどの程度のことができると思ふのですか。一校当たりの二十万円の、大体何にどの程度費用がかかるという計算の基礎がありますか。

○政府委員(宮地茂君) これは謝金とか委員等旅費、庁費、予算的にはそういった柱でございまして。

○鈴木力君 そういうのを部類別に言つてくださいます。一つのある学校を例にとつて、旅費が幾ら、

謝金が幾らというように。

○政府委員(宮地茂君) 先ほど六百三十三万と申しましたのは、大きい内訳をいたしまして指定校へ渡すのが五百七十三万九千円、さらに指定校等にお集まりいただきまして協議会のようなものを持ちますのが五十九万三千三百円、ということになりますので、学校に渡します五百七十三万九千円の内訳を申し上げます、一校当たり十九万一千円になります。その内訳は諸謝金三万四千五百円、委員等旅費四万九千円、庁費十万七千八百円、合わせて十九万一千三百円、大体三十校で割り振ります。一校当たりの積算は予算的には以上のようなことでございまして。

○鈴木力君 これはきょう私が質問する主たる問題でありませんが、局長も政務次官も御存じだと思ひます。私は二月二十五日の文教委員会でのこの研究指定校に対する文部省の扱いというのは無責任だということを指摘しておいたはずで、二十万円で足りず、それで謝金が三万四千円、旅費が四万九千円、あと建物費だけ、これだけの金で何が研究できると思つておるのですか。こういうふうなことで、学校というものは仕事さえ持ち込めば何とかなるという基本的な考え方が底にあるからこういう形になっていると思う。研究の資料とかあるいは教師その他の人々のほんとうのこれが研究に当たる場合のこれらの諸経費はどこから出ると思ひますか。

○政府委員(宮地茂君) これは金額の多いほどいいということをおぼろげに承知してはおりますが、私どもとしてはこの範囲内でも、もちろん先生と同じように必ずしもこれで非常に理想的にできるとは思つておりません、正直に申し上げて。しかしながらこの範囲内でできるだけのことをしていただきたい、こういうふうに思つております。

○鈴木力君 私が心配しているのは、この前にもこういう質問をしたはずですが、たとえばある中学校の道徳教育が指定校として五万円でやつておつた。ところがその道徳教育の指定校は結局は七十万、八十万の金を使つておる。そうするとよそか

件、勤労条件であれば年間これだけの単位数はとれるであろう。しかし、こういう勤労条件であればこれだけの単位数しかとれないであろうといったような、いろいろな調査をしたいと思つておるんです。その場合に、これは勤労青少年でもいろいろな職務についております。したがって、年間相当、単位が履修できるというものがあつた場合に、結果的に、それではその人はごく少数であっても三年間で単位がとれるではないかという問題が出たときに、はじめてそれでは三年ということも――全部三年ということとじゃございせん、現在は一律に四年以上ですから、年間いろいろのとり方があつた単位もとれる者があつた場合、か認めないかという問題がそのときに出てくる問題だと思つて、したがって、初めから三年にしたいからということとそういう目的で取つて組むわけではございせん。誤解のないようお願いします。

○鈴木力君 時間があまりないそうですから簡単にこのことを伺いますが、まずいまこの指定校について、これは私は前からの続きがあるのだから、ちよつと本論に入る前に聞いておきたいのです。この研究指定校の予算は、一校当たりどれだけのですか。

○政府委員(宮地茂君) 総額六百三十三万円でございまして、したがって一校平均二十万円でいうことになります。

○鈴木力君 いま聞きますと、だいたいこの研究指定校のテーマが非常に重いテーマを持っているわけでしょう。それで一校当たり二十万円でどの程度のことができると思ふのですか。一校当たりの二十万円の、大体何にどの程度費用がかかるという計算の基礎がありますか。

○政府委員(宮地茂君) これは謝金とか委員等旅費、庁費、予算的にはそういった柱でございまして。

○鈴木力君 そういうのを部類別に言つてくださいます。一つのある学校を例にとつて、旅費が幾ら、

謝金が幾らというように。

○政府委員(宮地茂君) 先ほど六百三十三万と申しましたのは、大きい内訳をいたしまして指定校へ渡すのが五百七十三万九千円、さらに指定校等にお集まりいただきまして協議会のようなものを持ちますのが五十九万三千三百円、ということになりますので、学校に渡します五百七十三万九千円の内訳を申し上げます、一校当たり十九万一千円になります。その内訳は諸謝金三万四千五百円、委員等旅費四万九千円、庁費十万七千八百円、合わせて十九万一千三百円、大体三十校で割り振ります。一校当たりの積算は予算的には以上のようなことでございまして。

らやりくりをするわけです。つまりそちらにはPTAの寄付であるとか、あるいは教育委員会の予算のやりくりをして他のほうにしわ寄せをしておるといふことになる。私は二十万円の金で、おそらく、これからまた聞きますけれども、先ほどの局長がこの研究のテーマにしておる、四年間を三年間にしてしようとおる大きなねらいは、単位を修得する学習の場があるということをはねらいにしておるわけでしょう。そうするとこれは連携教育と関係があるわけです。必ずこの金の足りないところは連携教育の場の企業との間に相当の援助を求めなければこれは研究ができません。そういう点の配慮をしたかどうかということなんです、どうです。

○政府委員(宮地茂君) 私どもは予算できめられたもの以上を期待はいたしておりません。ですから、最小限予算できめられたものを期待はいたしておるわけです。しかし、それ以上いろいろ県として県立学校には金が出ますから、それらを勘案しておやりいただくというのが、これはその県なりの学校のお考えで、少なくともお願いしました国としては二十万円内でできることを期待はいたしております。

○鈴木力君 ちょっとこれに時間をとるのはほったないけれども、いまのあれでしょう、三万四千円は謝金ですね。だれかに頼んでだれかがその話を聞いて、あるいはだれか研究を委嘱する者に三万四千円を払う。一年間の研究を委嘱して三万四千円の謝金ということが大体あるかどうか。そうすると、だれかの専門家を頼んで話を聞いての謝金ということもあるかもしれませんよ。これだけ膨大な研究テーマを与えておいて謝金の三万四千円というのは、何人にとだけだけのものに払えるのか。それからあと、その旅費四万九千円、これは何人かが出張したり研究に出かけたり、この前も言ったように、どうせ学校の先生には旅費を与える気が文部省はないんだから、打ち切り旅費だけでしょう。あとは庁費でしょう。そうすると普通の学校運営費から、紙代から何から書籍代

から、あるいは資料費から、そういうものは学校運営費から埋め合わせをしようというわけなんです。研究というのはから手でできるものじゃないですよ。どこで何を研究をするのか。そんなことでは寝ておいてもわかるような結論が出てくる。これは答弁なくてもよろしいです。私はやはりこういう面は、仕事を与えるなら与えるなりの手当てをしなければいけないと思う。しかも坂田文部大臣はこの点について再検討するという答弁をしておいたわけです。これは定時制の指定校を例に示したわけでも同じですよ。だから三十校を十校にしてそして予算を三倍にする。いろんな考え方があつたわけです。あまりにも現場に思いやりのない、仕事をもち込んだら、そちらで何とかするんだらうというずさんな考え方が従来からの文部省の習慣みたいになつて続いている。もうこんな態度はやめたほうがいい。そういうことで二月二十五日に申し上げておるわけです。これは局長よりもむしろ政務次官ですね、真剣にこういう面は検討してみてもらいたい。二十万の金がいっぱひは、その指定校がどんな割り振りでどんな研究をするのだろうか、それは思いやりのある行政だと思ふ。しかし、私は心配なのはこれから言いますけれども、連携教育との関係が研究テーマになつてきそうなきがしてならないから、特にこの面は十分にこれは指導していただきたいということをまず先に申し上げておきます。そこで、むしろ定時制より私は通信教育について主としてお伺いたいのですが、通信教育は発足をいたしました。が、一体通信教育そのものはどういう生徒を対象にして後期中等教育をやろうとして発足をしたのか、まずそれを伺いたいと思うのです。

○政府委員(宮地茂君) 高等学校の全日制に対して、勤労青少年が後期中等教育を全日制教育では受けがたいというふうな者のために、主として定時制高校は勤労青少年でなければいけないという資格要件は特別にはございませんが、気持ちには定時制は勤労青少年を中心として後期中等教育ということをねらいといたしました。しかしながら、

それでもなおかつ定時制高校に通つて後期中等教育を受けられないという人のために後期中等教育の機会均等というふうな見地から、主として勤労青少年を対象として高等学校の通信課程というものが趣旨としては、ねらいとしてはそういうことに基づいて発足した、こういうふうな考えております。

○鈴木力君 いまの発足した趣旨は今日も変わっておりませんか。

○政府委員(宮地茂君) 趣旨は別段変わっておりません。

○鈴木力君 それで伺いたいのですが、いま通信教育で集団入学ということばがはやっていて、この集団入学の実態はどういう状況ですか。

○政府委員(宮地茂君) 昭和四十五年度の通信課程の在籍者は約十五万人でございますが、そのうち集団入学の生徒数は約三万七千人、二五％にあたりますが、そこに集団入学をした母体の企業数は約二百程度でございます。

○鈴木力君 この集団入学二五％ということになると相当な数ですね、比率からいいますと、まあ企業の数が二百ということですが、これは企業の数は、数字の端数なんかどうでもいいが、そこでもう一つ私は伺いたいの、これは数字にわたつて恐縮なんです、集団入学それから企業ということになると連携教育ということが出てくると思うが、この集団入学が急に入学者数のふえた年はいつですか。

○政府委員(宮地茂君) この集団入学、特に通信課程では、例のNHK学園をはじめといたしまして広域の通信制ができておいて、以来、集団入学者数が通信に非常にふえております。一番最初に広域ができたのがNHKが三十七年の十月からでございます。その後科学技術学園、これは十二チャンネルのテレビ局等の放送を利用してやつていたのが三十八年十二月にできております。それから玉川学園富士高校が三十九年、大阪の向陽台高校三十九年、九州商業高校四十二年ということ、三十七年以後集団がいま申しましたその学校

ができた年度年度で相当ふえております。

○鈴木力君 いまのこの集団入学ともう一つは連携教育の関係があるのですが、まあついでに、集団入学の話もいま出ましたので、広域という話も出ましたけれども、こういう集団入学というのはまあ主として企業の生徒が入ってくるわけですが、先ほど局長が言われましたように、通信教育というのの趣旨は、定時制高校に通うことに困難な条件がある者を後期中等教育を受けさせるということが趣旨でスタートしている。しかし、そういう集団的にある企業に働いておる子供である、生徒であると、これは定時制教育を受けられないという条件はそうあまりないと思う。それがこの集団入学制というか――いま広域通信教育制度というものでできている。そういう形で定時制に行くべき者が通信制に切りかわつてきているというそういう傾向が認められませんか。

○政府委員(宮地茂君) いまのお尋ねの点、まあ常識的にはそういうこともあり得ると思ひますが、ちょっとそういう角度からの調査をいたしておりませんので、数字的にはちょっと先生のとおっしゃった点を立証する数字を持っておりません。

○鈴木力君 これは私も全国的なものはありませんが、たとえば兵庫県の例を見ますとこういう状況になつております。三十七年度、さつき言いましたように、連携教育が規模を拡大した年からふえておる、兵庫県の通信教育の場合ですと、昭和四十一年度から一％だった、企業から来ている者が全体の二一％ある一つの大きな企業に集つて集団的に入つておつた。昭和四十二年になつたら四一・六％になつておるわけです。それからずっと四〇％が續いておる、多少の上下はありますが、これ、だから、なぜこう急激にこの年からという、この連携教育がうんと幅が広がつた、そして条件が非常にやすくなった、そういう年とどうも一致しているのです、この数字は、したがって私は、全国的な調査、そういう角度からの調査がないと局長おっしゃいましたから、な

いものと言えと言つてもしょうがないですけれども、こういう面は通信教育と定時制との関係には相当微妙なものを持つておると思ひますよ。こういう角度からの調査をしてみて、そしてさつき小林委員から質問がありました本流としての後期中等教育、その中には文部省は通信教育を入れたところですが、しかしやはりほんとうの教育効果からいへば、定時制に通じる者は定時制にすくい出すということが、それは効果的ではないと思ひます。そういうことの点検はこれははしてほしいと思ひます。これは要望にとどめておきますから、調査をしてみてもらいたい。

そこで、いまの集団入学と連携教育の関係で伺いたいの、これは、学校教育法の施行令昭和四十二年に改正をしたのです、昭和四十二年に連携教育についての改正をして、前は三年で八百時間という履修条件にしておつたのです。それが一年で六百八十時間に軽減をしておるわけです。その一年ということと、六百八十時間と履修時間を特に減少したその意図はどういうことですか。

○政府委員(宮地茂君) これは先生も御承知と思ひますが、技能連携施設、これにはいろいろございまして、私も過去何年かの経験によりまして、必ずしも形式的に修業年限が三年ということではなく、一年のものであつても、たとえば各種学校等が充実しておるものもある。ところがコースとして三年制を持つていなければ技能連携ができないというふうなことから、しかもこれは職業科目でございますし、その一年間で、単位も、高等学校の単位に直しますれば二年も三年もかからなければ一単位を取れないということになります。一年間に数単位取れるようなことでもございまして、そういうようなことで、形式的に三年間のコースというよりも、実質的に一年であつても、施設設備や指導者が充実しておればよいではないかという結論に達したわけでございます。

それから時間数八百時間を六百八十時間に直しましたのは、これは主として各種学校を

対象としてそれに合わせたわけなんでございまして、各種学校の授業時数を調査いたしました結果、一年間にあたり六百八十時間を基準としておるといふようなことから六百八十時間にしたわけでございます。

○鈴木力君 いまの説明がばくにはわからないのです。さつき小林委員も質問されてこゝではつきりしたことは、後期中等教育の本流は高等学校にあると、いま通信教育は少なくとも後期中等教育としての高等学校の教育として位置づけていくはずでしょう。その高等学校の履修時間を、職業課程、職業科ではあります、それを各種学校が六百八十時間だから高等学校の履修時間を六百八十時間に減少したという説明がわからないのです。各種学校に合わせたという説明がわからないのです。それをもう一べん説明してください。

○政府委員(宮地茂君) これはそういう意味では毛頭ないわけなんです。施設を技能連携施設として少なくとも三年間のコースを持ち八百時間以上授業をしておるといふそれを最初指定したということであつて、高等学校の授業時数とは何ら関係はないわけなんです。もっと平たく言えば、その程度の施設であるということがよくあるというところなんです。この施設で連携します場合は、認められるものは、その施設でやつております教育のうち職業関係のものは高等学校でやるのとは同じであるというものを単位として認定をしてやる、その高等学校の校長が単位として認定をしてやる、ということ、一単位時間は三十五時間、三十五週にわたつて一週一時間という計算ですから、三十五時間が一単位時間なんです。したがうしてそれと六百八十と八百という時間はひとつもレベルになっていないわけなんです、その点は、です。八百とか六百八十というのと、認められる高等学校の時間数というものは直接の因果関係はございません。

○鈴木力君 さつき各種学校で聞いたのは、各種学校では六百八十だから六百八十にしたというの

○政府委員(宮地茂君) それは各種学校のほうで、この各種学校と各種学校でない、いわゆる学校のようなものがあるわけですね。その場合に、これ何かその辺の主軸などは、これは一週間毎日その主軸そのものはやつておりました、ある生徒に対しては月曜日に二時間来なさい、また来週火曜日に二時間とつたようなことになっておるわけですから、それではそういうものまでも各種学校として認めるわけにはいかぬだらうということ、各種学校としてその学校が学校に類似した教育施設が所定の時間をやつておる、そういうものが各種学校として認めていこうと、そういう考え方が一つあつて、それが六百八十時間以上ということでございます。

○鈴木力君 だからそれはいい。私が聞いているのは、各種学校が六百八十時間以上だと、そこでこの通信制の連携教育の場の時数を各種学校の六百八十時間に合わせた、さつきそう言つたでしょう。その理由を聞いておるのですよ。

○政府委員(宮地茂君) どうも私の説明がずいぶんですが、ある高等学校でない教育的な機関が八百時間以上やつておるものを最初に認めた、ところが、各種学校は八百時間やつてない、六百八十時間ぐらひしかやつてない。そしてその六百八十時間やつておる各種学校でも、一単位としては、三十五時間なら一単位になるのだからということ、八百時間では一般の各種学校がそこまでやつてないので連携施設としては落ちる。しかし各種学校でやつておる教育も科目によつては相当高等学校でやるものとほとんど似たようなものをやつておるものがあるということ、八百時間以上やつておる各種学校は連携施設になれるけれども、八百時間以下の各種学校は連携施設になれない。それでは一応各種学校の基準としての六百八十時間のものまで下げれば相当各種学校が連携施設になれるということで、それと高等学校の単位の時間とは関係はないわけなんです。

○鈴木力君 それは単位の三十五時間かけて、それには関係がないですよ。しかしいまの局長の説

明を、局長説明が悪いとか言つて遠慮するけれども、ばくはじょうずだと思ひます。きょうは非常にうまい。ところが、各種学校に、いままで八百時間以上やつておる各種学校に、連携教育を持ち込んでおるけれども、八百時間かけている各種学校もあるから、これに連携教育を持つていくために六百八十時間にしたと、そういうことなんではないか。いまそれは関係ないという説明がわからないじゃないですか。要するに各種学校の中の履修時間数の足りないところを連携教育として使おうとするためにこれは六百八十時間にしたのですと、そう正直に答えてもらへば、そうですかとよくわかるのです。まあいいです、大体わかりました。そういうことだと思ひます。

そこで伺いたいの、各種学校との関係はわかりました。全体で、これは文部省が認可するのではありません。連携教育は校長が認定するわけではない。文部省は直接把握されているはずですから伺ひますが、各種学校の連携教育の場としてやつて

いるところの学校数、それから一般の企業の中の、企業内教育の中に連携教育の場として持つて

○政府委員(宮地茂君) 実は企業内訓練は、これは一面各種学校としての、各種学校の基準に合うものは各種学校としての認可をとつておるわけなんです。したがって企業内の学校、あるいはそうでない一般の市中の各種学校というように実体は異なりますけれども、全部各種学校なんです。そういう意味で申し上げますと、各種学校で家庭関係の八十七、工業関係が十一、商業関係が三十三、農業関係が一、それに准看護養成所が九十七、それから職業訓練のほうで専修職業訓練校が十五、高等職業訓練校が三、事業内が六十八、経営伝習農場が五、こういった実態になっております。

○鈴木力君 そのうち、そうするとあれだ。企業内にある施設は全部各種学校としての認可をとつていて、認可をとつていないところはありますね。

○政府委員(宮地茂君) 先ほど例示いたしました職訓の中に高等職訓で総合が三、事業内が六十八と申しましたが、それ以外の各種学校でいろいろ申し上げた中には施設が入っております。それは各種学校です。ですから高等職訓の事業内六十八以外は各種学校です。

○鈴木力君 時間がもうそろそろなくなるので……、その大体的傾向はわかったのですが、そうすると企業内の単位数にしてもそうでしょう、改正をしてみます、前は全体の二分の一以内でしたか、全体の履修単位のうち通修教育の場である単位数は三分の一だったでしょう。それを二分の一に改正されたのでしょうか。そうすると時間は減らすわ、そうして単位は三分の一でよくて、ほんとうにスクーリングやその他の教育の場を、三分の二をとっておいたものが今度は二分の一にということに、またそこも改正になっていく。それはどういう理由ですか。

○政府委員(宮地茂君) 高等学校の単位数は八十五単位でございますが、学校がやっておりますのはそれよりも多いのでございまして、九十とか百単位前後をやっております学校もございまして。したがって八十五の半分という意味ではございませぬが、最低八十五単位の三分の一から二分の一にしたというところでございまして、それは現実に関連施設を見ても、これは職業関係、家庭をいれましての職業関係だけで、普通科目ではございませぬ。そういうものは、そういう各種学校等でやっておりますので、高等学校の職業の半分以上はとれる。こういう実態がありますので、それに合わせたわけでありませぬ。

○鈴木力君 私はほんとうの教育ということを考えた場合、いろいろへ理屈はあるにしても、へ理屈はこれは言い過ぎだ。理屈があるにしても、連携教育の場というのは、学校側から言ったら、里子に出したようなものでしょう、実際の教育から言うと。そちらのほうは、いままで里子教育を頼んでおいた部分が全体の履修単位の三分の一であった。それを今度は二分の一にしたという、半

分にしているわけでしょう。要するにそちらに頼んでやった先のはうをどんどんふやしておいて、学校それ自体の教育の単位なり時間数というものをどんどん減らしていつていくわけですよ。その傾向がだんだんに、いろいろな理由をつけてこれらと私はやはり企業との連携教育、あるいは通信教育なり定時制教育なりの一つのあり方というものが、ほんとうの教育にない方向にいく心配がある、こういう心配からいまいかなことを聞いておるんです。その点はどうか。だから、学校自体がやる時間というものはできるだけ多くすべきなんです。それがだんだんに制限を緩和していつて、里子に出した、そちらの里親のほうのやる分をどんどんふやしていつていく。私はやはり通信教育にしても定時制教育にしても、もっとやはり学校というものの、教育そのものの責任の主体というものを、これをもっと強化していくようなことにならないと、ここの教育は定時制なり通信教育というものは、先ほど小林委員から言われたように、予算の場合でも一年おくれ、こういう習慣は直らぬと思うのです。その辺はどうなんですか。

○政府委員(宮地茂君) これは私どもは趣旨をいたしましては全日制なり定時制の学校で、連携施設等を見ないで、子供たちがその学校に来れるものであれば、それが本体だという考え方はもちろんです。そういうことを固執すれば似たような各種学校等へ行っておる者が、子供は高等学校の単位数をとったと、社会にも認められない、また同じような施設に行っておいて、一方におきましてはそれを高等学校と認めると、現実にも認めないような、それはと充実した施設もあるわけなんです。そういうときに、かたくなに文部省が形式的に定時制でも高等学校以外に全然認めないんだという考え方を固執しますと、迷惑を受けるのは子供であらうと思ひます。私たちは子供のことを考えますと、高等学校でやるのが本体ですけれども、高等学校教育の単位とは同じことを、それ

以上のものをやっておる、そういう施設で学んで

おる子供にそれを認めていくということはいいことじゃないか、それに似たようなもの、あるいはそれ以上の教育を行なっておいても、名前が高等学校でなければ絶対だめだという姿勢をかたくなにとり続けることが、はたして子供たちのためになるであらうか、またそれがはたして教育であるうか、学校だけが、学校以外に絶対に教育でないという考え方を固執するということは、私どもは時勢にも即さないという考え方なんです。しかし、さらばといつて、野放図に、何でもかんでも認めていくというのじゃなくて、相当な施設であるといふことを十分見まして、その学校がちゃんと認めるんじやなくて、文部省へ出さして、文部省としても十分調べてみるというところで、責任を持つてやっておるわけなんです。ですから、先生のおっしゃることは一つの御見識で、私もそれを絶対だめだと言つてもいいとは思ひませんが、一面そういう点も考へてやる必要があるんじゃないか。ですからあくまで例外です、連携施設は、それがとつてかわるようなことはしてはいけません。ですから二分の一が限度であらうと思ひます。

○鈴木力君 大演説を承りましておそれ入りましたけれども、必ずしも学校の看板をかけないけれども、それ相応のところをやっておることに頼むことはよろしい、私はそれを否定したことは言っていないんです。言っていないが、いままでより以上に履修時間数を下げてきて、八百時間というの、そちらに頼むのは六百八十時間である、そういうしておいて今度は単位数は二分の一もとれるようにしておいて、そうしておいてりっぱなところ、りっぱなところといつて、あと最後は文部省が調べて、責任を持つていくからいいんだ、こゝろ言われたんじや話にならないのですよ、これは。そこで私は伺ひますが、そういうことなら、学校でなくても何でもいいんだ、そういう趣旨でこれをやっておるということなら、通信教育の後期中等教育としての機関として、最初から確認をしてきたことと話が違つてくるでしょう。通

信教育は社会教育なり、そうして実力を経たらどこへ行つても単位も修習もしてきて、あと高校の卒業の認定試験でも受けなければならないという考え方に通じてくるんじゃない。少なくとも制度として、学校というものがあつた場合には、学校という一つの責任は持たないといけないということだけは言わなければならない。だからこゝろを言つていよう、それは何れも形式的に学校の看板がなければどうしよう、こういうことを言つていよう、それはありません。だからこゝろに頼んだなら、そちらに頼むにしても条件を緩和しないような頼み方というものもあるわけでしょう。

そこで私はもう一つ、実態をお伺ひしたいのは、この連携教育をやつておるところで、全部でなくてもいいんですけれども、免許状のある教員が、あるいは免許状のあるというよりも、教員の免許状を持たない者が教育をしておる、その数は全体の何割ぐらいありますか。

○政府委員(宮地茂君) 全部の施設三百二十八連携施設がございまして、それで若干ずつ形態が変わつておりますので、それを算術平均しました数で申し上げます。そうしますと、一施設で各種学校ですと、平均十六人の指導者がおられて、そのうち政令で定めております教員免許状所有者、大卒等、そういう有資格者が十三人、そうでない無資格者が三人、これが一施設平均しての数でございます。

いま、先生がおっしゃいましたのは、その中で免許状を持つておるものということでございまして、有資格者十三人のうち免許状所有者は三人平均でございまして。しかし、政令では免許状所有者だけが有資格者でなくて、大卒卒、短大卒以上というのになつておるわけで、免許状所有者が三、その他は大卒、短大卒です。

○鈴木力君 それで、私がさつきから言つておるの、政令というのは、まあ政令ですから、政府がそれを出せばいいでしょう。そこで、この分に対しては、教員の資格要件をだんだんだんだんに下げておるわけですよ、ほんとうに言うところ、教員のはうは資格要件を下げて免許状を持つておるも

のは、十六人のうち三人しかいない。そうして、そこに頼め。履修単位は半分まではそこに頼めるのだ。こう上げて、これはしかし、局長さん、私はもう時間がないからきょうはあまり言いませんけれども、正直に言うと、企業側のほうの注文が多いということですよ。そうして、企業側の注文に合せてきているのだ、これは。私は、私はそういう学校に行つてみた。企業側の話も聞いた。学校側の話も聞いた。だんだんだんだんに企業側のほうにその要求に合わせてきて、制度が変わってきておる。これでは、教育というものは、どうも私はだれのための教育をやっておるのかわからないと、こう思うからよくこんなことを聞いておるわけですが、これは大演説をされると時間がなくなりますが、御答弁は要らないのですが、最後にもう一つお伺いしたい、こういうことで。

さつきも伺いましたが、向陽台高校という学校が大阪にあります。これは広域通信制の高等学校です。そこで、向陽台高校という広域通信制の高等学校の設立者はだれですか。そうして、一べんに聞きますから、設立者がだれで、そうして、これはたぶん家庭科の高等学校だと思いが、そこで、技能科で何を学習しておるか、どこへ行つて何を学習しておるか、それを聞かしてくだい。

○政府委員(宮地茂君) 設立者の氏名はすぐちよつとここで台帳を持っておりますからわかりませんので役所のほうに聞かせます。それから科目は、普通科、家政科、被服科、工業化学科でございます。

○鈴木力君 これは紡績協会立高等学校ですよ。調べるまでもありません。紡績協会がこの高等学校をつくつて、そうして家庭科は主として被服とかそれをやっているわけですよ。要するにその教育をやっていることはいいい。そうして紡績協会が労働者の募集をするときに高校の設備がありますという写真入りの、それで募集をしておるわけですよ。いまの連携教育という教育も文部省側の見解からいうと一つの道が立つわけです、そのとおり

いけば。ところが、いまこれを企業側がいろいろな注文をして単位を下げてみたいろいろなことを作りながらもこれをやっておる。そうしていま通信教育のうちの四分の一はもう企業内にある集団に在るわけでしょう。そうしてそのことは定時制でやればやれるのかかわらず、そういう形でやつて二交代制、三交代制をやつておつて、そうしていまの労働力募集に教育が利用されているとすれば、この点は相当メスを入れる必要があると私は思う。先ほど来私が質問申し上げたことについて、その角度から調査してないという御答弁がありましたが、やっぱりこれは同じ。たとえばある紡績会社に行つて子供でも、全部がそろつて被服の家庭科にだけ行きたいという希望を持っておるわけじゃないでしょう。しかし、そこは全部同じなんです。そういうような実態が非常に多いから、この点については趣旨はそうでないということでもよくわかります。しかし、そうでないという趣旨なら、その趣旨に合わせるようなものをつくらないといけない。だから、単位を変えるにしても、あるいは政令を出すにしても、あまりにも企業側の要求というものの目を向け過ぎては、教育は私は邪道だと、こういう感じがするのです。どうもいま伺つていまして、学校という看板がなければなくてもいいんだというような大演説は伺つたのですけれども、私はいま学校の制度の問題で質問しているのですから学校のことを言っているのです。社会教育と一緒にしてこういうことをある場合にはそういう議論をする、ある場合には通達と法律が先になつていくというふうなそういう行政が続いておりますと、通信教育そのものも、やはり定時制も、後期中等教育そのものがだんだん混乱をしてくる危険性がある。そういう面では申し上げたわけですよ。だから、御答弁は要りませんけれども、いまのようなそういう実態はこれは十分に調査をしてみてもらいたい。

それからもう一つは、教育ということなんですから、規則にもありますように、学校長は生徒が学習している状況を把握しなければならぬと、わざわざ規則に書いてあるでしょう。ところが、広域の生徒がそちらにずっと散らばつておつて、どういふ形で学校長が学習の状況を把握しておるか、こういう点でもほんとうにこれは整理されない、何となしにふつと広げてはみたもののほんとうの教育の場としてはふさわしいのかふさわしくないのか、そういう問題が出てくるおそれがあると思ふ。そういう点で御検討いただきたい、こう思ひます。

○松永忠二君 私は時間がないので少し短く質問いたします。高等学校の定時制課程を卒業した者が全日制の課程の者と差別をされて就職している状態、これを少しお聞きしたい。

私はいま話が出てきているように、非常に定時制の生徒も少なくなつてきている。そういう中で非常に困難に耐えて定時制を卒業してきたにもかかわらず、全日制の子供と企業内で差別をされておる、そういう事実があるのです。これはどういふ状況になつておるのか。また、古い調査は私に持っておりますけれども、その後改善をされておるかどうか、この点をひとつ聞かせてくだい。

○政府委員(宮地茂君) 全日制を卒業しました子供と定時制を卒業しました子供が卒業後、就職をいたします場合に、就職の機会均等、同じように高等学校卒業としての資格で同等に扱われているかというところでございますが、遺憾ながら率直に申しまして差別されているのが実態であると言わざるを得ません。そこで、これはもう長い間経過があるわけですが、そういう実態がございまして、もちろん、それにはそれなりの理由もないわけではございません。たとえば勤労青年が定時制に行つておりました、その定時制に行つておる子供がある職業についておるといったようなことから、高等学校卒業という資格で企業が子供を募集します場合には完全にフレッシュマンである、学校に行つておつてどこにも就職をしなかつた、と

そういう者を自分の企業に入れて自分の会社の仕事をやらせたいといったようなもの、あるいは年齢をある程度高卒の通常の年齢といったようなところから初任者を採りたいとかといったような、いろいろあるようでございますが、しかしそれにして、一口に申しますれば全日制と比べて差別しているというところで、昭和三十年代からこういう点につきまして文部省といたしましては、日本の全国的な経済関係の団体に對しましてはそういうことを訴えまして、さらに各県、さらに主要な事業所ごとに直接お願いもしてまいりました。そういうことで、たとえば昭和三十八年には、定時制卒業の子供に就職のための就職試験の機会を与えなかつたといったような数が昭和三十八年には三四%が与えたと、したがって六割前後の企業は機会均等の扱いをしていないというふうなことでございまして、逐年よくなりまして、昨年の調査では三十八年と逆転しまして六割くらいが平等に扱つておるというふうになりました。一〇〇%差別しない努力目標に對してはまだほど遠いものがございます。そういうことで従来以上に文部省としてお願いし、県では県内の小さな事業所までそういうことをお願いする、そういうお願いやらPRを充実していつておるわけでございます。

○松永忠二君 二つあるわけですね。企業内で資格をとつた場合に、その資格を認めない、やはり定時制を卒業してもそれによつて給与の差を何らつけない、そういうものと、それから初めから定時制の高等学校の生徒に對して就職の機会を与えないといった、二つのものがあるわけですよ。私は、いまお話があつたのはあとのことを言われたようですけれども、現実に企業内で苦勞して定時制に通つて、そうしてこの資格をとつたのに資格を全然認めない。そのところではどういふものが一具体的に、たとえば昭和四十年には従前から差別をしないものが六万四千九百三十六企業あるのに、ことしそういうことを差別しないようにしたもの

は一万一千三百九十一社ある、差別しているものは二万一千四百六十社あるというふうな具体的な数字があるわけだ。数字的にいって改善をされておるのか、具体的に。それからまた、そういうものは一体大企業に多いのか、中小企業に多いのか、こういう点はどうなっているのか。そしてまたそれを具体的に、あなたはただ観念的に言われているけれども、いつ一休文部省はそういう通達を出したのですか、企業に対していつ、何月何日に一体そういう通達を出してあるのか。いま定時制の問題を問題にしているのですが、通信教育だってそれは同じだと思いませんか。で、そんなただ観念的にこうですというのじゃなくて、現実こういう通達を出して、こういうふうな一体改善をされておるといふことを具体的に言ってください。そしてまた、私は政務次官、大臣もおられるのでちょっとお聞きしたい。その点はあとから答弁をしていただきたい。私はこういうものこそ政府が努力をすべきである、こういうものこそ日経連が努力をして、少なくとも日経連自身がこういうことについての努力をしていくべきものだ。これはたとえば総理が責任者として、たとえば夜間大学、第二部の大学を卒業した者あるいは定時制なり通信教育を終えてようやく資格を持った者を差別をすることに、こういうことを政府みずから取り組まなければ、文部省という一つの単なるものが取り組んでもなかなか解決ができないのですよ。こういうことをやったことがあるのですか、またやる意思というものが一体あるのかどうか。これひとつ、私、関連で少し質問したのでも、もう予定されている人もあるようですから遠慮はいたしませんけれども、具体的に言うてくださいます。具体的に、いま企業内で資格を取ってもそれを差別をしているものと差別をしない企業とどのくらいあるのか、それは大企業に多いのか、中小企業に多いのかという点、それからまた卒業した生徒に対して就職の条件を与えない企業というものはどのくらいあるのか、与えているものはどの

くらいあるのか、その比較、これをひとつ言っていたら同時に、大臣からこの点について、こういうことを日経連に対していつ要請したことがあるのか、また日経連自身はそういうことについてどういう努力を一体払っているのか。こういうことについては私は政府の責任でもあるし、企業もまたそういうことの責任を果たすべきだと思ふ。勤労しながら後期中等教育を終えた者、こういう者に対してそれが正しく措置されていないというところについては後退する原因も出てくると思うのです。この二つの点をひとつお聞かせいただきたい。

○政府委員(宮地茂君) 私のほうは、通達といったしましては、一番最初、昭和三十八年の四月十日に事務次官名で、これは高等学校だけでなく、大学の夜間学部の卒業者も含めまして、平等に扱ってほしい。その内容としましては、先生が二つに分けられましたその二つをいれまして、採用試験のときに平等に扱ってほしい、それから、その後本人の資質、能力に關係のない形式的な事由によつて不利益をしないようにということ、先生が二つに分けられましたその二つともについて、差別をしないようにということ、昭和三十八年四月十日、次官名でお願いをしておりますが、その年以後毎年初中局長名で高等学校の定時制につきましては全日制と区別しないようにということ、これは主要な全国の事業所に対して毎年出してあります。

○松永忠二君 じゃ、私は、三十八年に出した次官通達の書面、それから毎年出しているという高い学校の定時制について差別をしてほしくないという、そういう全国の事業所へ出す通達、それと、いま申しました企業内における差別をしているものと企業の中において差別をしていないものの数字を、これは資料を出してはほしい。それから、いまの大臣の答弁から見ると、政府としてこういうことをやったことはないのだということ、これははっきりしたわけですね、つまり、文部省という場でそれが行なわれている、これはやはり単に定時制高等学校の問題だけじゃありません、大学についても同じだと思うのです。こういうことについて、政府がそういうことについて日経連、経団連、経済同友会に働きかけた事実はいままでなかった、そういうふうに考えていいわけですね。

く、就職のときに受験の機会を平等に与えたか、与えないかという数字だけの日経連の調査しかいま持ち合わせておりません。

○国務大臣(秋田大助君) ただいま局長から、お尋ねの点につき御答弁申し上げましたが、今後さらにこれが趣旨の徹底につきまして文部省といたしまして関係方面への協力、また世間一般の定時制なり通信制に対する価値評価の向上につきまして配慮をしまいたければならぬと思っております。なお、企業内におきまして、いろいろ差別措置ということも十分この点については調査はできていないようでございますから、その点についても今後留意をし、関係方面につきましてもお願いをいたしてまいりたいと思ふ。しかし、ひるがえって考えますと、こういう問題に対する社会の正当な認識を高めていただくためにはわれわれ文部省側におきましても後期中等教育における全日制に並んで定時制並びに通信教育のその位置を正當に認識をいたしまして、これが内容を充実をするといふことが基本的な大切なことであらうと思ふております。この点十分考えてまいりたいと思ふいます。

○政府委員(宮地茂君) 先ほど申しました次官並びに初中局長からの依頼は、さっそく提出いたします。ただ、あとのその差別の数字につきましては、できる限り御趣旨に沿うような資料を、手元にあります限りにおきまして出さしていただきます。これから調査をしたのでは間に合いませんから、いままであります限りで御趣旨に沿いますようなものを出させていたいただきたいと思ふ。

○小笠原貞子君 初めに、定時制、通信制の高校の問題を考えると、私の質問はすべて一貫してその振興法の第一条の目的が明らかにしているように、教育基本法の精神ののちとて、働きたがらるる青年に對し教育の機会均等を保障するためと、その機会均等を保障するために設置されたものであるという立場を一貫して持ちながら、文部省の御答弁もその立場からどうなのかという御答弁をいただきたいと思ふわけですね。実はきょうゆっくりやっていたいとおっしゃったから四時間分準備していただけたけれども、時間がありませんので、いままで出ていた重複しているのを少しは止まして、そして先ほど鈴木委員のほうで連携教育がだいたいそちらのほうでも熱が入っていたようですから、連携教育から入っていきいたいと思ふ。

技能連携教育という問題については先ほど言われまして、昭和三十六年に学校教育法を改正してその制度が確立し、さらに四十三年の省令の改正で技能連携科目は大幅に広げられるという措置が行なわれました。それ以来連携実施校の増加というものがずっと進んできております。そして数が進んでいるというふうな一面から見ると、勤労青少年に高校教育の機会を与えるという一つの前進面があるとおっしゃるだらうと思ふますけれども、その反面では先ほどから問題になつてきた高校教育の一環としてのその内容の水準というものが低下されている。それで学校教育を企業の人集め、これはみんなが言っていること

それからさらに、三十八年次官通達を出します年に、事務次官会議で申し合わせをいたしました。この問題については各省庁においては地方公共団体、関係事業所等が政府のこの趣旨に沿つてその職員の採用に留意するよう協力を求めるという次官会議の申し合わせもいたしております。それから、前段の、二つに分けられました不平等級扱いについてのその数字的な点でございしますが、実は、先ほど申しましたことは日経連のほうから毎年調査をお願いして出してもらつておるのですが、いま二つに分けられましたその数字でな

その資料をひとつさつそく出してください、よろしゅうございますか。

○政府委員(宮地茂君) 先ほど申しました次官並びに初中局長からの依頼は、さっそく提出いたします。ただ、あとのその差別の数字につきましては、できる限り御趣旨に沿うような資料を、手元にあります限りにおきまして出さしていただきます。これから調査をしたのでは間に合いませんから、いままであります限りで御趣旨に沿いますようなものを出させていたいただきたいと思ふ。

ですし、事実そうだと思いますけれども、全く企業の人集めの宣伝や社内教育のかわりにさせられているといつても言い過ぎではないと思うのです。こういうことは非常に教育の本質から考えても、また子供が教育を受ける立場から考えても許されないことだと思ふのです。これは非常に大きな問題だと思ふのですけれども、それについて文部省としても現在定時制、通信制高校でれくらゐいそれぞれ連携している学校数とその施設があるのか、その内容はどうかという具体的な資料というものをおつくりになったことがあるのか、いますぐお答えいただくなくてもけっこうです。そういうものがあるのかどうかということを簡単にお答えいただきたいと思います。

○政府委員(宮地茂君) 技能連携施設として文部大臣が指定いたしておりますのは三百二十八でございします。その施設に連携をしております高等学校が定時制が四十八、通信制が二十五、定通併修学校が二、計七十五校でございします。

○小笠原貞子君　数だけじゃだめなんです、私がいま聞いたのは。だからその数のそれぞれの中身ですね。それがほんとうに教育の立場に立って内容というものはどうなのかというその調査がなければ数が幾つだと言っただけじゃだめです。だからそういう中身についての調査というのものもあるのですか。

○政府委員(宮地茂君) いま申しました次の家庭関係とか、工業関係といった程度のはあるようですが、いま先生がおっしゃいます詳細はございません。

そこで来年やります研究指定校等ではこれは全国推計というよりも、三十校ぐらいについて徹底的にやってみますれば問題点は詳細に把握できると思いますので、三十校の研究指定校につきましては十分調査をしたいと思います。

○小笠原貞子君 非常におそいのです、やり方が。これからやるなんと言いうのじゃちよつと問題にならぬですよ。その辺のところこれからでもしっかりやっていただきたいと思いますが、実施

されているものは企業の要請によってそういうことが行なわれているのか、そういう技能連携教育というのが、それとも学校自体が自発的にやっているものか、そういう点についてどういふふうになっておりますか。

○政府委員(宮地茂君)　こういうことはもちろん企業としても要望がございすし、また子供に教育の機会を与えたいと思ひます文部省としての独自の考えもありますし、さらにそういう企業がございす周辺の高等学校については企業からの要望もありましようし、学校自身としても教育的立場からという要望もございまして、それが中心ということではございせんが、事実問題としてはそうであります、しかし私どもの基本的な姿勢といたしましては企業が要望、陳情するからしやうという基本的な態度ではございせん。子供に教育の機会を与えるための手段、方法としてはこれがよいということは、文部省独自の判断によつてやつておるわけでございす。

○小笠原貞子君 非常にお答えがあいまいなんですわね。やはり実体をつかんでいらつしやらないからそういうことになると思うのですけれども、全国高等学校通信制教育研究会というのがあるんですよ、御存じですか、ありますね。これから長いから全通研と言いますけれども、その全通研が去年の五月にアンケートを出したわけですね。その

実施したアンケートで回答があったのが十八校なんです。その十八校の内訳を見ますと、施設側のみの要請によって連携を実施したものとというのが十校あります。それから施設の要請に基づき学校が推進したものとというのが三校なんです。それから施設と県教委の指導によるものが二校なんです。ですからつまり施設側の要請によるものというのは、協力をしたという形はとつても、施設側の要請する中から生まれたというのが十八校中実に十五校であるという――大臣もよく聞いておいてください、十五校あるわけなんです。これを見ますと、いまおっしゃったように文部省としてはそういうことは望まないと、教育の立場からこ

うだとおっしゃっても、事実を調査してくればやはり企業の要請によってこれが行なわれているというののはつきりしてきておるわけなんです。学校の側がほんとうにこれで、教育本来の見地から学校教育の主体に学校がなっているということがこれでは考えられないわけなんです、学校教育というものがね。学校教育が、学校側が主体になつていないでしょう。十八校のうち十五校が企業の要請でやった、企業の要請によって県教委が協力してやった、こういう形が十五校も出ているわけですよ。だから学校側が本来教育上の見地から主体になつて連携を行なうというのなら話はわかるけれども、明らかに学校が受け身になつておるわけですね、わかりませんか、黙つてわか

るような顔していらいしやるから私よくわかって
いただけたと思うんだけど、しかもその中身
のほとんどが集団入学なんです。この集団入学
というのは何だと思ったら、やはり企業側が集団
で入っているという事実になってくるわけです。

ね、こういう事実ですよ、こういう事実がいまあるわけですよ。それについて文部省として大臣でも一度発言していただいて、一体こういう事態をどういうふうに見ていられるかということを一言でもいいです、簡単にお答え願いたい。

○政府委員(宮地茂君)　いま先生がおっしゃいましたのは、私のほうも数字は、その調査は持った

おります。ただこれは動機といたしまして確かに学校側の推進によりますとか、施設の要望によりますとか、あるいは県教委の指導によりましたとか、いろいろ動機としてございます。その場合にいかがでございましょうか、私どもが行政をしませう場合も文部省として細心の注意をしても及ばないときに、りっぱな御意見等が教育関係者からあれば、それが動機でやるということもこれはあろうかと思えます。しかしながら責任としては、それは文部省でそれはいいことだと思つて責任をもつてやるわけで、この調査も大阪の向陽台高校につきましても、この向陽台高校自身が校外に目

をむけて、何か勉強をほしがる子供はいないであろうかというふうにそこまでやるのが順序かもしれません。そこまで目が及ばないときに企業として、自分のほうでこういう子供がいるけれども、連携施設としておたくの学校で勉強してもらいたいということを企業が言うことによって、そこまで気がついてなかったがそんなにいるのか、それではという気持になる場合もあるでございましょう。そういう意味におきまして、先生がおっしゃいましたことは、これは調査でもございますし、私もそれを否定いたしません。しかしながら、あくまで学校がやりたい、あるいは文部省がやりたいという場合、動機はそうでございますけれども、やる責任は文部省なり学校なりが責任をとっておるので、企業がそう言うたからやっただという責任回避ということにはならない。そういう意味で主体性はそれぞれ文部省なり学校なりにあるので、企業の思うままにはなっていないと、まあこういうことでございます。

○國務大臣(秋田大助君)　せっかく私をお名ざしで、せめて一問だけでも答えろということでございます。これは大事なことだと思ひます。過去の事實は事實でございまして、企業側からの要請の数が多し。これはアンケートの數、そのとおりでございましょう。これは遺憾であつたという先生の御批評でありますが、そういうことも言えるかと思ひます。しかし要は、企業側も教育に熱心に、教育のほんとうの本旨に立つてやつていただきますならば企業からそういう要請が出るということもあながち悪いことではないと私は思ひます。要は、この要請に基づき文部省の与えるところが企業側の要望にいたずらに流されてはいけなしい。後期中等教育の制度の中における定通制度のあるべき姿をしつかり認識いたしまして、その内容を充実にして連携教育の健全化をはかるべきである、こういう点を主眼に今後われわれはやはり施策を進めていかなければならないと思つております。

○小笠原貞子君 官地局長、たいへん企業側に好意的なお答えなんですね。企業がそうしてやろうじゃないかというくらいにそんなすてきな企業だったら、定時制のほうにどんどん入れなさいというふうに文部省がしなければならぬわけでしょう。そういう努力をまずして——そうして集団入学でもって、そして技能連携で教育の内容と

いうのを低めていっている。そして企業に見えない鎖で縛られているわけでしょう。転校もそういうこともできないわけでしょう。そういういろいろな問題があるのに、非常に企業側にすなおな見解を見せていらつしやるといふことはたいへん残念に思います。それでいまちゃんとおつしやったことをそのままお聞きしました上で、それでは文部省としても技能連携教育施設に指定するという場合には、その施設が学校教育法施行令の第三十三条の指定基準というのがありますが、それにちゃんと従ってできているのかどうかという、そういう責任を持って調査して、内容というのを把握していらつしやいますか。

○政府委員(官地茂君) 文部省が指定いたします場合は、法律、政令に基づきます規定の命ずるところに従って指定をいたしております。ただ、その指定した後に、逐一指定したときと全く同じ条件であるのか、それ以上の上回っておるか下回っておるかといった調査を毎年するということは、遺憾ながら正直に申し上げていたしておりませんが、まだこの指定をしまして日も何十年もたっておりませんが、毎年ではできなくても数年おきには、確かに指定したときより下がらないように、それ以上の水準であることを保証していくべきであらうと、いまだこが下がつておるといふことをつかんでおりませんが、そういう気持ちでおります。

○小笠原貞子君 お気持ちはわかるが、いますぐここというのはつかめてないということで、先に進みたいと思います。そういう企業の中で今度やられる場合に、企業の中の先生ですが、この先生の俸給というのは一

体どこから出ているのですか。

○政府委員(官地茂君) どうもわかり切った御質問で、ちよつとお答えするのがこわいのですが、企業の職員ですから、企業から出ていると思えます。

○小笠原貞子君 企業から給料をもらって、そして企業の立場に立っている人がほんとうに学校教育の立場に立って、憲法、教育基本法の立場に立って、そういう教育ができるというふうにお考えでしょうか。当然のことながらとおつしやったところ、私はちよつとびつくりしたのですよ。当然のことながら企業からその先生が月給もらうというのはいくらにせよ、その先生が教えてもいいというのはいくらにせよ、ほんとうにちよつとびつくりしたのですが、これで教育というものに企業側からのいろいろな問題が出てくるというふうには御心配にはなりませんでしたが。

○政府委員(官地茂君) これは企業内の訓練施設でございますが、学校として、各種学校としていろいろの教育をしておる。企業に全然ためにならないことはもちろんやらないと思えますけれども、企業に奉仕するためにといった、そうあまり教育をする場合に企業企業ということではなく、そもそもそうあるべきでございますし、そうあることを期待しておりますが、まあ先生のお気持ちは十分わかります。もちろん、企業じゃなくて、全く離れた学校としてなぜやらないかということだろうと思えます。そういう意味におきましてはもちろん学校がよいわけですが、しかし、そういたしますと、その子供は企業に就職しますと学校へ行く時間がないということで、学校に行けない子供に着目して企業内で行なわれている。その場合に、比較的職業教育の科目というのに限定いたしております。社会とか理科とか数学とか国語とかいった普通科目は連携施設では指定をしていないわけですが、そういう意味におきまして、先生がおつしやいます、完全に一般の学校と同じかと言われますと、必ずしもそれはそうとは言えないでしょうけれども、最小限の期待を踏みにじつて

企業一辺倒の教育ということではないと存じます。

○小笠原貞子君 結局いまみたいな実態を見てみると、これは社内教育と同じになってしまっていますね。私はそのところを心配しているわけなんです。本来学校教育の一環として設けられた技能連携教育でしよう。その内容が、さつき聞いた、具体的な内容というのもの、調査というのは十分にはできていない。しかも、施設内の教員がその企業から報酬さえもらっている。こういうことになってくると、もうほんとうに非常に問題が多いと思うのです。そのところをもう一度重ねて言っておきます。

それからこれは山原議員が衆議院で言ったのですが、官地さんもお答えになったのですけれども、もう一度申し上げますけれども、これも技能連携科目の試験のときの、二十八の通信高校中十九校がアンケートを出して、問題作成を学校がやったのが幾つかと、十九のうち学校が問題作成したのが三つで、施設が問題をつくったのが九校で、共同でやっているのが七校というのがございました。それからその試験の監督をするのが、学校で監督するのが三つで、施設のほうで監督するところが十二と、共同でやるところが四。それから採点する場合も、学校側で採点するのが三つで、施設で採点するところが十で、共同で採点するところが四と、こういう数字がこの間山原議員の質問の中にもあったと思う。これは八九%が施設または共同でやっているということは、いろいろ言われても、施設側の意思が何らかの形で反映するということはいないですね。私は観念的に言っているのではなくて、そういう事実というものができてきている、それが出てくる根拠はこういうところにあるのだというのが私は言えるから言っているわけですよ。学校側として問題ををつくって、そして監督もして、試験の採点もするというのが、せめてこれがあたりまえの形なのに、わずかに一%しかやってない。八九%は問題もやる監督もやる採点もやるでしょう。これ

に対して官地さんこの前お答えになりましたね。「私のほうは、そういう報告を受けておりませんが、事実でないことを信じたいと思っておりますが、先生がおつしやいますので、さつそく調べてみたいと思います。それが事実とすれば違法な点もございいます。」云々と衆議院でお答えになつていまして、議事録で。お答えになりましたね。あれが三月の十九日なんです。その後もう二カ月近くたっているわけですが、これは非常に違法な点もあるとみずからおつしやるくらいの問題なんですよ。この二カ月の間にそれ御調査なさいましたでしょうか。

○政府委員(官地茂君) その御質問は富山の雄峰高校について具体的に山原先生がおつしやいました件だと思えます。そこで、この詳細を県から直接聞きまして高等学校課長がおりますので、課長からちよつとお答えをお許しいただきたいと思えますが、よろしうございませうか。

○小笠原貞子君 山原議員は富山の雄峰高校と、それからいまの問題ですね、これを聞いていたわけですが、これは先ほど言いました全通研の資料の中に出てきているわけなんです。その全通研の資料によつて、問題の作成、監督、採点という点について官地さんがお答えになつていらつしやるのです。だからそれについて、具体的にどういうような状態か、お答えになつていらっしゃるから御調査ということが何らかの形でやられたかどうかという事です。

○政府委員(官地茂君) 全体につきましてはまだいたしておりませんが、とりあえず、そのときの中心問題は雄峰高校をあげて申されましたので、とりあえず、私ほとんど国会で忙しゅうございまして、課長が直接詳細に聞いておりますから、課長から雄峰高校についてならお答えできます。その他につきましてはまだ調査いたしております。

○小笠原貞子君 時間をお許しいただけるんだら、ばつときられないんだら課長さんから

○説明員(西崎清久君) ただいま小笠原先生からお話のございました雄峰高校の通信制に関する件でございますが、山原先生が衆議院で御指摘の点は五つほど論点がございましたが、これ全部につきましてお話をしますと長くなりますので、五つについて少しづつお話ししますが、雄峰高校通信制における技能連携で、技能連携当時の問題としては、工業の教員がいなかったのではないかと、う点が第一点でございましたが、この点につきましては、兼任教員が当時一名おりました、四十一年から四十二年まで兼任教員が九名おったというふうな報告を受けております。

それから次の問題は、分教場あるいは分校における試験問題の作成について、これをすべて企業側にまかせておるのではないかと、この点御指摘があったわけですが、これは私も教育委員会も呼びまして話を聴取し、四月十三日付で初中局長あて回答をしておりますが、この中で、問題作成につきましましては、本校からの各教科担任教員というものが出かけて、分教場における非常勤講師も参加して合同でつくっております。こういうふうに従来からしておるし、今後もしてまいりたいというふうな報告を受けております。御質問の要点はほかにもございますが、先生の御質問の中心点二つだけちょっとお答え申し上げます。

○小笠原貞子君 時間がありませんから飛ばしていきまますけれども、この全通研のこの資料だけお持ちになっていらつしやるとおっしゃるのだったら、これをごろんになつても、一年生の私でもこれはたいへんだと思う問題が、一ぱい含まれていゝるわけなんです。だからそれについて文部省としても、口で努力いたしますとか検討いたしますとか、そういう姿勢はまことに正しくないとかおっしゃつてもだめなんで、やはり具体的に実践の中で示していただきたいということを切に願ひします。やつていただく意思はありますね。

○政府委員(宮地茂君) 間違っていることは、できる限り努力して直させたいと思います。御趣旨

に沿うように努力いたします。

○小笠原貞子君 次に、勤労青少年の教育の機会均等という問題は、先ほども言ったようにその立場からすればどうしても就学奨励措置というものが相当考えていかなければならないと思うのです。その一つの問題として、いろいろ先ほどからも原因を言われました。だけれども、経済的な問題だとか、それから企業の中でのいろいろな困難な問題というものがたくさん出ているわけなんです。そういう意味からいまして、愛知県の調査というものは私も拝見いたしました。これはたいへんだと思つたわけなんです。それは企業のはうのいろいろな立場から、通学しているために起こる問題というものが出てくるわけなんです。それは賃金で差別されるというのが一四・三%あるわけなんです。それから日曜出勤して補わなければならないというものが一三・二%、深夜に仕事を補つていかなければならないというのが七・四、早朝にやらなければならないというのが二・一、職種上で差別されるものが二・六とか、日曜の学校行事に必ず参加できまうかと言つたらできないというものが五・一、五%、そういうふうな非常に企業からの問題点で、出ていけないう困難な問題を訴えているわけなんです。こういう点を改善しなければ、ほんとうに子供たちは行きたいといつても行けないわけですね。だからそういうふうな子供たちに対して、出席を雇用主が保障するといふような問題を、具体的にどういふふうにかえていゝらつしやるかといふことですね。具体的にお聞かせいたいただきたいと思ひます。

○政府委員(宮地茂君) 子供が企業の職場で働ながら定時制なり通信教育を受けるということとは、なかなかむずかしいことでございます。企業の理解が十分でない、まあ早歩きをし、その穴埋めを日曜とか深夜、早朝とかそういうことにならうかと思ひます。そこでこれは御承知と思ひますが、昨年五月に勤労青少年福祉法ができました。その十二条で、事業主に對しまして、法定職訓であるいは学校教育法の定時制通信課程、こういう

ところで教育を受ける場合には当該勤労青少年が当該職訓または教育を受けるために必要な時間を確保することができるよう配慮をするようにつとめなければならない、こういうことで、企業側に対しての訓示のような規定でございますが、強制力は保障の限りでございせんが、それにしましてもそういう法律ではつきり明示されております。そういうことで、この子供たちが働きながら学校に通う場合に、何としても企業の理解ということが必要で、ただこれは訓示的な規定で、それでは企業に対して具体的にどのように保障していくかといふたようなことを、実はこの点につきては、今日まで私どもいろいろ検討もいたしております。さらに、その企業が賃金を引かないで子供に便宜を与えた場合、せめて税法上法人税で税額を控除するとかいふような措置を、というところで大蔵省等にも極力お願いもいたしておりますが、まだ実現を見ておりません。しかし、何としましても、こういう点については、子供自身に修学援助の金をやるというよりも企業側のそういう保障がございせんので、何か具体的な詰めのすべきであらうという気持ちには十分持っております。まだ実現いたしておりませんが、こういう昨年でございました法律もバックにいたしまして、今後努力をいたしたいと思つております。

○小笠原貞子君 ほんとうに訓示なすつても無意味なんです。雇用主も中小企業の場合には通学させたいという気持ちがあつても、やはり経済的な問題で働いてもらわなければならないというわけでしょう。だから訓示じゃだめなんです。具体的な問題で働いてもらわなければならないという、減税措置なりということがなければ、ほんとうの修学奨励措置にならないわけなんです。きょう、私のほうで大蔵省をお願いしてあつたと思うのですが、通じてありませんでしょうか。……

……宮地さんばかりいじめるわけではないのですよ、大もとの大蔵省の方、すわつてください。

それで一つはその問題、文部省としても、私が言うようなことを大蔵省に行つたら言つていらつしやると思ひますが、さっぱり大蔵省のほうはだめなんです。だめなんだと言つたら悪いけれども出していただけない。だからそこら辺のところを具体的に、少なくともそういう具体的な修学奨励の措置をやるといふこと、それからこれも発言されておりましたけれども、PTAの入会金が何千円取られるとか、それから会費が二百八十円ですか、施設協力費が取られるとかいふようなことは非常に好ましくないとおっしゃられたでしょう。こういうことはすべきではない、してはならないという、禁止事項の羅列的なものが、たとえば学校寄付は地財法なりであれば違反だといふようなことも出ておられます。そういうものを子供の働いておる貧しいところから支払うようなことはするなといふ、具体的な措置を考えていただけまうか。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。それは早急に実行したいと考えております。

○小笠原貞子君 早急というのはどれくらいなんです。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。直ちにでございます。

○小笠原貞子君 早急にとか直ちにとか、当分の間と書かれて、実に四半世紀に近ひ二十三年はつたらかされて……、あとで質問するのですが、直ちにと言われても、ことしじゅうなのか、来年年のか、十年、二十年延ばされるのか、その辺のところ、それがそういう答えでは困るんです。それに加えてもう一つは、たとえは東京、京都では定時制の高校生が教科書無償配付しております。無償で定時制の子供たちに対して、そういうようなことも修学措置としていただきたいわけなんです。教科書とか学習書とか、ずっと調べてみたのです。一年、二年、三年、四年、どれくらいの値段、全部ちよつと計算してみたいです。そうすると一年

間定時制全部合わせて十六、七億です、ちょっと大きいなと思つたけれども、何ですか、フアントムF4何だかいうのは二十億九千万ですか、それを八十機買うと言うんでしょ。大蔵省聞いていてはいいんです。防衛庁の予算というものは全然削られないです、ほとんどいままで。概算要求だつて削られるのは厚生省とか文部省は削られて、防衛庁の予算はほとんど削られておりません。こういうような膨大なんです、飛行機一機分あつたらどれだけできるか、どれだけいい教育ができるかという問題もあるわけですから、そういう意味で教科書無償配付の問題も含めて、具体的な修学措置ということ、もうちょっと具体的にいつごろまでには大蔵省さんと折衝ができそうかどうかというところまで聞かせていただきたいと思つています。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。

先ほど私が直ちに申し上げましたのは、先生御指摘の定時制高校における施設費とか、そういった寄付に類するものを徴収していることについて、いまその事実があると、私もは考へていないわけですが、あつたとすれば、これは本来施設費という形でそういうものが徴収されるべきではない、文部省は指導いたしてきておりますので、これは日にちを何日に通達を出すということは申し上げられませんが、少なくとも今月中にこの問題については、処理をいたしたいと考えております。

次の御質問につきましては、きょう大蔵省当局も出席をされておるわけでございますけれども、十分検討をいたしまして、先生の御質問の趣旨の実現のために努力いたしたいと考えておりますが、いつまでにこれが実現するということは、残念ながら現時点ではお答えできかねますことを御了承いただきたいと思います。

○小笠原貞子君 それから修学奨励措置の問題として、もう二つあるのです。一つは、この前も問題になりました学割りの問題ですね、協力校だけははずされておるわけです。この前の質問の答弁では国鉄が赤字だからそこまでは手が回らないと

いうような御答弁があつたわけなんです。で、国鉄がそれでだめだつたら、それじゃそれでしようがないと、そのままお置きになるような文部省では困ると思うのです。国鉄が赤字だから指定校の場合には五割引きの回数券がもらえるけれども、協力校に行つたら五割引きの回数券が出ておらないわけでしょう。ほんとうにわずかの金額のように皆さんから見れば思われるかもしれませんが、二十円、三十円だつて大切なお金なんです。それから、したらそれを国鉄の赤字でできませんところ突つばねられたら、文部省としてそういう区別、なぜなさるんです。私が初めから言つたのは、機会均等という立場から、そして定時制、通信制でも同じ高校の一環として考へていとおつしやつておるわけでしょう。そうしたらその行つておる学校、スクーリングに行つておる学校が協力校だ指定校だという違いで、片方に五割の回数券を出し片方には出さない。そういう差別を文部省は黙っている手はないと思つてますが、そうお思いになりませんか。思わないような顔をしていから、おつしやつてください。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。

先生御指摘の点は確かにそのとおりだと思つています。ただこの問題は、先生も御承知のように国鉄の財政というところに伴う問題でありまして、これを文部省がそれではかわつて負担をするということになりまして、全体的な問題として国鉄の財政と文部省の予算との関係が出てまいりまして、非常に大きな問題を含みますので、いまこの時点で、たいへん恐縮でございますが、文部省としてこれを財政的に負担をするという結論を出すことはちょっと不可能でございますので、この点も御了承いただきたいと思います。

○小笠原貞子君 了承できないんです。国鉄と文部省の立場と立場も政府の立場からいって一つでしょう。国の立場に立つてこの子供の教育をどうしようというところはほんとうに真剣に考へてくだされば、国鉄のほうも赤字でだめだと言つた

ら、文部省のほうとしても子供にこれだけのことをやりたいと言つて大蔵省のほうにほんとうに折衝してくださるべきじゃないか。これは通学の関係で国鉄の管理だ、そういう紋切り型のことで私は差別していいところにもみずから差別していらつしやるのじゃないか、文部省自身がみずから差別しているの、そこで差別しないと言つてもそんなこと聞かせませんよ。私がもう一つ言いたいのは、スクーリングに行くという、月二回です。二回のおずかな問題です。それでもできないというのは、ほんとうに子供の立場から考へたら涙が出るほどぐやしいですよ。そこをひとつ真剣に考へていただきたい。

次に、郵便料金です。これもこの前郵便料金の問題が出ましたが、そのときのお答え不十分なのでもう一つ詰めたと思つてますが、この間郵便法が改正になつて四種の料金が値上げになつて四円のが六円と五〇%の値上げになつたわけです。これがたいへん通信制の場合はレポートを提出するといふのに、まあ、わずかだと思われるかもしれないけれども、負担になるわけですよ。そうしますと、これは省令で、法律の施行とあわせて五月末、あるいは六月上旬にきめられるわけでしょう、この問題は、そうしたらまだちょっとかちつときまつたわけじゃなくて、省令できめられるといふことになれば、その郵便料金というものを身体障害者の場合にお認めになつたように、定時制のレポートぐらゐ出していただけないものだらうかと、これ、私ちょっと計算してみますと、十五万人で八十回レポートを出して、二円の値上げ分だから、二千四百万ですよ。子供の負担から見たら重いけれども、国の財政から見たら二千四百万ではほんとうに安いものですよ。それについて具体的に措置をしてもいい、そういう意思がおありになるかというのを文部省側にお聞きしたいわけですね。

それから今度大蔵省のほうにお聞きしたいのですけれども、先ほどから申してまいりますように、教育という、国の大事な問題について、来年度の自

然増、どれくらい見ていらつしやるのか、その大きな国の予算の中からこれくらいのお金はどうにもならないというふうにお考へになるのか、もう少し文教のほうに目を向けて、ほんとうに教育というものを口じゃなく、具体的に守つていくという立場に立つていただけるかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思つています。

○説明員(原徹君) 大蔵省の立場で申し上げますが、私も教育が非常に大事であるという認識は非常に強く持つておりまして、国際比較などで見ただけで日本の国がいかにか教育に金を出しているかというところは明白でございます。国、地方を通じて財政支出の中で二一%というのが教育に使われておるわけでございますが、それは非常に高い数字でございます。もちろん、全体でそれといふわけじゃございません、確かにそれは、しかし大学の先生の本などを讀みますと、それはやはり一人当たりの国民所得が低いといふことに帰するのであるといふのが、二冊ばかり本を讀みましたが、二冊ともそういうふうにして書いてあります。決して大蔵省独自のあれではないと思つておりますが、したがって教育の問題、非常に大事に考へておりまして、ことしの予算の伸びも見ていただきますれば、過去四十年以来、一番の伸びになつております。先ほどちょっとフアントムとか

防衛の主計官もやりました。何か防衛庁の予算も一つも切れないというお話でございますが、絶対そういうことはございせん。フアントムは九十何機、実はもとは百三十機を削つたわけでございます。決して防衛のほうばかりやつていふというわけじゃないのでございまして、その点はひとつそういうふうにお理解願いたいと思つています。私、来年度予算、当然増等、相当ございまして、できるだけ教育のほうに予算をつけるように努力したいと思つています。

○小笠原貞子君 文部省、郵便料金のほうはやる気がありますか。

○政府委員(宮地茂君) 郵便料金はさっきの国鉄の割引と同じように、これ、先生のおっしゃいますのは一々聞いておりまして反発するつもりは毛頭ないんでございますけれども、やはり国家財政全般の問題、いまおっしゃること自身だけ取り上げればそれはわずかなことでしようが、郵政省全体としてのやはり郵便料金の関係もございましょうし、文部省としては先生のおっしゃっておられることに異論はございません。しかし、さればと、いって国全体としての問題もございましょうし、さらに私ども子供の就学援助という場合に、いまおあげになっておられるものがブリオリティとして一番優先するかどうか、いろいろ就学援助にはございます。したがいましてそういうことを十分検討して、少なくとも具体例は別として、御趣旨は一つも異論はないわけです。だからそういう方向で今後努力していきたいというふうに考えます。

○政府委員(竹下一記君) 郵政省といたしましては、通信教育はきわめて大事なことでと考えておりまして、そのために出される郵便料金は極力低く押えたいという方針でまいつてきております。いま百グラムごとと四円という料率でございます。が、これは昭和二十六年の改正のときに四円でありましたものを二十年間据え置いてきたという経緯もございます。その間、ほかの郵便料金は二回ほど上がつておるんですが、このたび、七月一日から通信教育のための郵便料金を二円ほど上げていただきました。六円にしていたんですが、まあこれもほかの種類の料金に比べますると、上げ幅は一番少ないのでございまして、どの種類の郵便料金よりも一番低いところに据え置いてございます。身体障害者のための三種郵便料金、これは十二円でございまして、それに比べますと、今度改正いたしましたも六円ということとでございまして、郵政省としましてはきわめて勉強しているというふうに考えております。

○小笠原貞子君 時間がなから、次に進みます。

施設等の教育条件の問題なんですけれども、高等学校設置基準というのによりますと、定時制の場合には第二十八条によつて、第十九条にいう校舎の設備、施設は「当分の間、」これはさっき言いました「当分の間、」なんです。三十一條で「一つの施設をもつて二つ以上に兼用することが出来る。」と、こうなっているわけですね。そういう条文のもとに、結局、図書室が会議室になったり、面接室になったり、職員室が事務室になったりというように、非常に教育環境の条件というのが悪いわけなんです。ここで「当分の間、」ということが、実にさっき言ったように昭和二十三年に出されていて、ことし四十六年でございますから、二十三年が「当分の間、」になっている。四分の一世紀に近いというような、そういう時間がたっている。これをそのままでもた「当分の間、」というので半世紀まで持っていられしやるのか、具体的にお考えになっていらっしゃるのか、教育条件の問題についてお考えを伺いたしたいと思います。

○政府委員(宮地茂君) これはたびたびおしかりを受けるのですが、「当分の間、」はそれだけけじゃなくて、養護教諭にしましてもいろいろ「当分の間、」が長いわけでございますが、やはり恐縮ですけれども、国には国相応の財政というものがございましょうから、まあそういつてなおざりにしているわけじゃなくて、やむなくそれが直らないということでございます。そういう意味におきまして今後十分努力していきたいというふうに考えます。

○小笠原貞子君 国の財政というのは主権者であるわれわれの財政になるんですから、われわれの意向を聞いて財政を組むべきなんです。さつきから聞いていると国の財政は別なんだと、だからそううまくいかないのだというふうに考えていらつしやうて、ちよつと主権者を忘れていらつしやるようだから、そこところ、ひとつ国の財

政というものは私たち主権者の意向を尊重して行政なり、財政だって措置しなきゃならないわけですから、そこをしっかりと考えていただきたいのです。

もう時間もいから最後の質問になりますけれども、全体の定時制、通信制高校の一番の問題点になっているのは、教員の非常に労働過重だとか、それから専任教師がいなくて、非常勤講師が非常に多いとかというような問題がたくさん出ているわけですね。これも実態をどの程度つかんでいらっしゃるか、先ほどの御答弁じゃちょっと不安なので、一つ言ってみますと、たとえば埼玉県の飯能高校では、日本史の教師が一人で、日本史、世界史、倫理、社会、政経、地理を教えている。それから今度これも埼玉の上尾では、一人で定期試験のために七種類の問題をつくっている。そういうようなのがずっと二十校調査したうちことしの三月現在でできているわけなんです。こういうふうな問題や、それから給授業時間のうち非常

萬講師が持つてゐるのが一五%という例が出てゐるわけなんです。これは、全日制の場合は三%しかないですね。そうすると、定時制なんかの場合には五倍も非常勤講師でやられていて、こういうふうな問題。それから、専任教師というのが非常に少ないわけです。たくさんの仕事がかかつてゐる。一人の人のを出してみると、全日制が十人でもって担当している公務を一人で受け持った上に、ホームルームを担当して、クラス二つをかける持ちすると、こういう状態になっている。しかも通信制高校になったらまた一つ悪いという条件になっているわけですね。こういう条件の悪さというのはい体どこからくるかといつたら、定教法からどうしても根拠というのが出てきているように思うわけなんです。その定教法でいいますと、たとえば全日制の場合は一人から二百七十人までが除すべき数が十八になっている。二百七十一人から六百七十五人までは除すべき数が二十二・五人になっている。ところが、通信制課程の場合には、一人から六百人までなんです。一人から六

百人という、その二百七十人までという一つの階がなくて、いきなり一人から六百人まで。しかも割っていく数というのが、定時制でいえば大体六百というと二十二・五で割ればいいところが六十で割るということになっているわけですね。そうしたら、全日制の場合だったら一つの教室で先生が一回しゃべればそれで済むから、だから少しぐらい人数がふえてもいいということになるわけですよ。しかし、通信制の場合ですと、数がふえたからといっても一ぺんに添削するわけじゃないでしょう。一人一人に添削しなければいけないわけですね。そうしたら、生徒の数にに応じてふえていかなければならないわけですよね。定時制で一ぺんに教室で教えるのと一人一人の添削と違うのだと。通信制の場合、それがいきなりこういうふうに六百人で、しかも割るべき数が六十人。そして、人数で割っていくから非常にこの定数が不合理な、過酷な立場に先生を追いやっているわけですよ。

そこで、通信制の一人から六百人まで六十といふ除すべき数をお出しになったのは、ただ何となしくお出しになったわけじゃないでしょうから、基礎となる根拠というのはどういうような根拠から通信制は六十でいいというふうにお考えになつていらつしやるのですか。

○政府委員(宮地茂君) その前に、いかにも定時制、通信制が悪いようにお考えですが、しかも積算をおつしやいましたが、これは定時制は四年課程、全日制は三年なんです。そうしますと、子供の一週間の授業時数が、平均いたしまして全日制は三十四時間ですね。定時制は二十四時間です。そうすると、先生の授業担当時数というものがやはり違つてくるわけです。ですから、そういうような積算がしてありますので、両方が同じ子供の授業時数であるという前提に立ちますと、確かに不合理ですが、そのことはちよつとお断わりしておきたいと思ひます。

それから、大蔵省おられますが、全般的に、前に安永先生の御質問にございましたが、私どもこ

として第二次五カ年計画が終りまして、今後、四十七年以降教員定数につきましては大蔵省にもお話し合い申し上げて定数の改善をしたいと思っておりますが、ただ、定時制と通信制と、そう先ほど先生が……。

○小笠原貞子君 全日制と比べたのですよ、私は。

○政府委員(宮地茂君) 全日制と定通を比べまして、上尾とか埼玉の高等学校をあげましたが、これは私は調べてみたいと思いますが、そんなに定時制が過酷であるという数字には、少なくとも数字的にはならないわけです。そういう過酷な数字が出るのであれば、それはその学校の運営がよほど何か違った事情でもあるのではないかと思います。しかし、教員定数はもちろん充実していきたいというところは、先生とお気持ち同じです。

それから、六百ですけれども、きわめて技術的にありますが、これはこの前安永先生のときに詳細に申し上げたのですが、もう一回やりませんか。

○小笠原貞子君 それはきちつと六十の算定基礎ということの説明をいただいたわけですか。

○政府委員(宮地茂君) 相当詳細にいたしました。

○小笠原貞子君 それではそれはいいです。それじゃ、それを見せたいので、御答弁いただかなくて結構ですが、そういう積算の定数法を改正してほしいということと同時に、人数で割るのじゃなくて、教室で割らないと困るわけですよ。何十人もたくさんだったら、それで一人で間に合うかもしれないけれども、少ない教室になつてきちゃったら、人数で割られたのでは困るわけですよ、先生足らなくて。だから学級数で割るといふようなことを考えていただかなければ、この先生のたいへんな問題というのは片づかないと思うのです。いかがお考えですか。

○政府委員(宮地茂君) これは学級の要素を持ち出しますと、必ずしもいい結果にならないのです。大蔵省おられますから、あとでゆっくり大蔵省とお話ししたいのですが、先生の御意図はわか

りますが、これはあまり小、中と違うものですか、それで今後大蔵省とも十分御相談して、たとえば過疎地域もさることながら都会もそうですが、非常に定時制は入学する子供が少ないわけですよ。したがって、一学級四十人と平均して計算してみますけれども、五人か十人しか入ってこない。そういったような場合に、ただその数字だけじゃなくて、学級を要するにそこへ入れるのじゃなくて、入れるとしまして、一学級きつたものとしてどうこうするとかといったような、きわめて技術的ではございますが、定時制の教員充実の方向に向かつて今後大蔵省とも御相談したい。ですから学級そのものを考えるがよいかどうかは、これは安永先生の御質問にもございましたが、検討をさせていただきたいと思ひます。

○小笠原貞子君 私も機械的に三人か五人しかいないのに全部三人の教室に一人ずつ配置せいで、そういう無理を言っているのじゃないのです。ただ、全体としてこういうふうな小規模校になつてきた場合に、それらの学級をスクールバスでここに集めるといふようないろいろな手だてもあるとおっしゃると思ひますけれども、それも頭に入れておいて定数法というものを来年度からのときに改善していただかなければ、さつき埼玉の場合はうそみたいなことをおっしゃいましたけれども、うそじゃないのですから、あとで具体的にまた学校の名前なんかもお知らせしますけれども、そこを考へて善処していただきたい、そう思ひます。

それから最後ですけれども、事務職員の問題。この間もるる御説明ありましたね。この間の答弁の中ではつきりしたことは、学校の教育というのは先生だけじゃなくて、教員も実習助手も事務職員も一緒に学校での教育効果はあげることができるといふことはお認めになつていらつしたわけですね。お認めになつたとすれば、同じ職場で事務職員だけに今度はつけないということになれば、これも職場の運営上、学校教育上、あまりよくないということまでもおっしゃったわけですね。そこで、なぜつけられない

のだといったら、この法律は学校の教員で、事務職員は対象に入っていないからつけられないのだ、こうおっしゃつたわけですね、この間の答弁まででは。そこで、そこからお伺ひするのですけれども、これ、いま改正しようとしているわけですね。だからここに書いていないから入れないのだというのじゃなくて、ここに書いていたらどうなんですか、対象の中に。事務職員というのを一つ入れれば、どうせ法律改正しているんだから。そこを一つ入れれば解決つくわけだと私は思ふんです。それができないという理由と、できないのならばそれではどういふ具体的な手だてを考へていただけるのか。そのところ、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(宮地茂君) 事務職員の手当てですが、それは書けば簡単ですが、そういう、書けば簡単だからというわけにいきませんで、やはりこれは先生もいまおっしゃいましたように教師というものは私も非常に――事務職員が要るとか要らぬとかいふ問題と離れまして、教育というものは教師というものがともかく中心だと思ふんです。そういうことで直接子供の教育に当たる者に着目しましたということ、それでは事務職員も重要なんだから事務職員にもということですが、やはり大学でも夜間学部におります事務職員、これにもそういう手当はついておりません。したがって、あることだけを考へますとそのことは正しいようですが、しかし、やはり同種の職種が多くなります場合に同種の職種の中でなぜそれだけを取り上げなければならぬかといふたような、いろんなことを総合的に勘案して行政は進めていかなければならないと思ひます。したがって、絶対に事務職員に手当はやるべきでないという意味ではございせんが、事務職員について

は大学の夜間部の事務職員にもそういうものはついてないし、それらと総合的に考へ、さらに給与問題全般に関する問題でもございしますので、御趣旨の点は頭に置いて将来の問題として十分検討したいということをお申し上げておるわけです。

○小笠原貞子君 たとえば大学でもそういう夜間の勤務の人がいる、だからそつちもできてないからこつちだけというわけにはいかないと、そういうことでは、いまの御答弁は。そしたらそつちで聞いたらこつち見るからできない、こうなつてくるんじゃないですか。どつかが突破口で出ていかなかったらできないわけでしょう。一ぺんに約束してばつとひとつ予算をつけてくだされば問題ないけれども、大蔵省なかなかそこまできかない。とすればやっぱりどつかが出していって、そこも出したから出したという道だつてもいいんじゃないか。だからいまの答弁では私は納得ができません。やはりそういう夜間勤務をしていふという事務職員で、しかもいろいろと特殊な困難な状況をかかえている。それじゃそれでできなければ夜勤手当を特別に出すとか何とか方法を考へていただかなければならない、そう思ふわけなんです。

もう時間がだいぶ過ぎたという御注意をいただきましたから、これ以上聞いても同じような御答弁だと思ひますからやめますけれども、私もこういう定通制なんというの、ほんとうに今度ずつと調べてみたんです。そうしたらたとえば授業時間、一時間目、二時間目というのは大体寝ているんですね、疲れてくるから。そうして帰るころになると疲れたまゝで直ぐ目さめ。そしてそこでほんとうにもう友だち同士として企業や何かの束縛がないときに話し合えるホームルームがやれそうなのに門限がきて、それ以上おくれれば賃金カットだなんというので、そこで子供たちがほんとうに悲しい思いをしているんですよ。それから、今度、学校の先生にしても、まあ寝せておくというわけですよ、これはもうかわいそうだから。それで、数学の時間にその子をさした。そうしたら寝ていたのが起きて国語を読み出しちゃつた。こういう事例も出てくるわけです。ちよつとそれを聞けばこれは笑い話なんです。だけれども私はそこに笑い話では済まされたい、いまのほんとうに底辺に置かれた子供たちの問題を真剣

に考えていただかないと、口では差別いたしません、高校教育の一環ですと言いながら、みんな差別——文部省自身も差別していますよ、いまの問題でずつと答弁のあとを聞いてみれば、事実そうじゃないですか。言っていることは差別ないけれども、やっていることは具体的には差別が出てきているんです。だからほんとうにこの問題について真剣に今後の解決というものを考えていただきたい。そのためには文部省だけではできないからきょうはお忙しいと思つたけれども大蔵省も来ていただいたわけですから、どうぞ福田大蔵大臣にちゃんとおっしゃつていただいて、しっかりと算の方面へ、いまこれからつけれるときだと思ひますのでしっかりと算のほうを教育の面に向けていただきたいということを要望して終わりたいと思います。

○委員長(高橋文五郎君) ほかに御発言がなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高橋文五郎君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(高橋文五郎君) 委員の異動について報告いたします。

本日、楠正俊君が委員を辞任され、その補欠として山崎龍男君が選任されました。

午後二時二十七分休憩
〔休憩後開会に至らなかった〕

五月十一日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員

の給与等に関する特別措置法案

の給与等に関する特別措置法案
国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案

(趣旨)
第一条 この法律は、国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、その給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

(定義)
第二条 この法律において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部、中学部若しくは高等部をいう。

2 この法律において、「教育職員」とは、校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者に限る)、実習助手及び寮母をいう。

(国立の義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等)
第三条 国立の義務教育諸学校等の教育職員(一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)以下「給与法」という)別表第五の教育職俸給表(一)又は教育職俸給表(二)の適用を受ける者に限る。第三項及び第七条において同じ。)のうちその属する職務の等級がこれらの俸給表の二等級又は三等級である者には、その者の俸給月額額の百分の四に相当する額の教職調整額を支給する。

2 前項の教職調整額の支給に必要事項は、人事院規則で定める。

3 国立の義務教育諸学校等の教育職員(俸給の特別調整額を受ける者を除く。第七条において同じ。)については、給与法第十六条及び第十七条第二項の規定は、適用しない。

(教職調整額を俸給とみなして適用する法令)
第四条 前条第一項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる法律の規定及びこれらに基づく命令の規定の適用については、同項の教職

調整額は、俸給とみなす。
一 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)

二 給与法(第十一條の三、第十一條の五、第十三條の二、第十三條の三、第十九條の三、第十九條の四及び第二十三條の規定に限る。)

三 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)

四 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)

五 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)

六 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十三年法律第四十五号)

七 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)

八 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)

九 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第七十七号)

給月額に百分の百四を乗じて得た額との差額を基準として定めるものとする。

(人事院の勧告)
第六条 前三条の規定の改正に関する事項は、給与法第二條第三号の規定による人事院の勧告に係る事項に含まれるものとする。

(国立の義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間をこえる勤務等)
第七条 国立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間(給与法第十四條に規定する勤務時間をいう。次項において同じ。)をこえて勤務させる場合は、文部大臣が人事院と協議して定める場合に限るものとする。この場合において、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について充分な配慮がされなければならない。

2 給与法第十七條第二項の規定により休日給が一般の職員に対して支給される日において前項の教育職員を正規の勤務時間中に勤務させる場合も、同項と同様とする。

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等)
第八条 公立の義務教育諸学校等の教育職員については、第三条から第五条までに規定する国立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する事項を基準として教職調整額の支給その他の措置を講じなければならない。

(教職調整額を給料とみなして適用する法令)
第九条 前条の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる法律の規定及びこれらに基づく命令の規定の適用については、同条の教職調整額は、給料とみなす。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)

三 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十九年法律第九十号)

四 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法

律第五百二十二号)

六 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五百十三号)

七 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)

(公立の義務教育諸学校等の教育職員に関する読替え)

第十条 公立の義務教育諸学校等の教育職員については、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十八条第三項本文中「第一条、第二十四条第一項」とあるのは「第三十三条第三項中「第十六号」とあるのは「第十二号」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させることができる。この場合において、公務員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない」と読み替えて同項の規定を適用するものとし、同法第二条、第二十四条第一項、第三十七条」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条第一項、第六十七条第二項」と、「規定は」とあるのは「規定(船員法第七十三条の規定に基く命令の規定中同法第六十七条第二項に係るものを含む)は」と読み替えて同項の規定を適用するものとする。

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間をこえる勤務等)

第十一条 公立の義務教育諸学校等の教育職員(管理職手当を受ける者を除く。)を正規の勤務時間(給与法第十四条の規定に相当する条例の規定による勤務時間をいう。以下この条において同じ。)をこえて勤務させる場合は、国立の義務教育諸学校等の教育職員について定められた例を基準として条例で定める場合に限るものとする。給与法第十七条第二項の規定に相当する条例の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日において当該教育職員を正規の勤務時間中に勤務させる場合も、同様とする。

附則

この法律は、昭和四十七年一月一日から施行する。

昭和四十六年六月七日印刷

昭和四十六年六月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局